

公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 組織（第3条－第9条）
- 第3章 職の配置（第10条－第18条）
- 第4章 分掌事務（第19条－第33条の2）
- 第5章 雑則（第34条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）の組織、その分掌事務、職員の配置等について定めるものとする。

2 この規程は、名古屋市立大学学則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）第8条第5項及び第6項に定めるものである。

（職員）

第2条 法人に教員、事務職員及びその他職員を置く。

第2章 組織

第3条 業務及び事務を処理するため、法人に次の組織を置く。

監査課

事務局

総務部

総務課

コンプライアンス推進課

人事課

労務課

広報課

D X推進課

経営企画部

企画課

財務課

教育研究部

研究推進課

研究開発課

学術情報課

学生課

国際課

教務企画課

医学部事務課

薬学部事務課

芸術工学部事務課

山の畑事務課

施設企画局

施設企画部

施設企画課

東部医療センター病院整備課

西部医療センター病院整備課

みどり市民病院再整備課

病院企画局

病院統括部

統括企画課

医療DX推進課

医療収入部

医療収入課

調達改革推進部

共同調達課

第4条 医学部附属病院（以下「附属病院」という。）の業務及び事務を処理するため、附属病院に次の組織を置く。

法務・コンプライアンス課

倫理審査管理室

東部医療センター支部

西部医療センター支部

みどり市民病院支部

みらい光生病院支部

リハビリテーション病院支部

診療科

総合診療科・総合内科、消化器内科、肝・膵（すい）臓内科、呼吸器
・アレルギー内科、リウマチ・膠原病内科、循環器内科、内分泌・糖
尿病内科、血液・腫瘍内科、脳神経内科、腎臓内科、消化器・一般外
科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、乳腺外科、整形外科、産
科婦人科、小児科、眼科、耳鼻いんこう科、形成外科、皮膚科、泌尿
器科、小児泌尿器科、精神科、放射線診断・I V R科、放射線治療科、
麻酔科、脳神経外科、歯科口腔外科、救急科及びリハビリテーション
科（第11条及び第29条において「診療科」という。）

救急災害医療センター

診療技術部

臨床検査技術科

リハビリテーション技術科

理学療法係

機能訓練係

作業療法係

放射線技術科

撮影技術係

治療技術係

臨床工学技術科

臨床工学係

診療技術科

診療技術係

栄養管理科

栄養管理係

臨床心理科

臨床心理係

中央臨床検査部

リハビリテーション部

中央放射線部

中央手術部

集中治療センター

集中治療部

救急集中治療部

急性心臓疾患治療部

周産期母子医療センター

血液浄化センター

内視鏡医療センター

病理診断部

救命救急センター

臨床遺伝医療部

がん診療・包括ケアセンター

臨床腫瘍部

緩和ケアセンター

がんゲノム医療部

がん医療支援部

乳がん治療・乳房再建センター

肝疾患センター

睡眠医療センター

薬剤部

輸血・細胞療法部

不育・不妊センター

いたみセンター

地域包括ケア推進・研究センター

災害対策医療支援部

総合研修センター

臨床教育シミュレーションセンター

物品供給センター

地域医療連携センター

地域医療連携室

地域医療連携係

地域医療教育研究センター

医療安全管理部

医療安全管理課

医療の質管理部

医療の質管理課

感染制御部

臨床研究戦略部

先端医療開発連携センター

医療デザイン研究センター

診療情報管理部

戦略企画室

情報発信・広報戦略室

診療報酬マネジメント室

臨床栄養管理室

臨床工学室

臨床心理室

看護部

医療人連携・育成センター

働き方改革推進部

高精度放射線治療センター

無痛分娩センター

国際医療連携部

周術期ケアセンター
低侵襲手術センター
肥満症治療センター
漢方医学センター
脳神経機能再生センター
心臓弁膜症センター
メラノーマ・血管肉腫センター
食道疾患センター
副腎腫瘍センター
成人先天性心疾患センター
内視鏡下頭蓋底手術センター
こころの発達診療研究センター
痔疾患センター
HCUセンター
病院管理部
 管理課
 E－ステーション運営室
 経営課
 経営係
 契約調達係
 医事課
 医事係
 情報システム係
 臨床研究推進課

第5条 医学部附属東部医療センター（以下「東部医療センター」という。）

の業務及び事務を処理するため、東部医療センターに次の組織を置く。

心臓血管センター
脳血管センター
先進がん治療センター
化学療法センター

内視鏡センター

リウマチ・骨粗鬆症センター

摂食嚥下センター

血液浄化療法センター

眼科・レーザー治療センター

声と鼻のセンター

集中治療センター

救命救急センター

感染症センター

地域医療連携センター

患者相談支援センター

臨床研修センター

物品管理センター

診療科

内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、脳神経内科、血液・腫瘍内科、内分泌・糖尿病内科、疼痛緩和内科、感染症内科、総合外科、呼吸器外科、消化器外科、心臓血管外科、脳神経外科、乳腺外科、小児外科、整形外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、救急科、麻酔・集中治療科、歯科口腔外科（第12条及び第30条において「診療科」という。）

病理診断科

中央検査科

検査係

中央手術部

中央放射線部

画像技術係

治療・核医学技術係

薬剤部

リハビリテーション技術科

リハビリテーション係

臨床工学技術科

臨床工学係

栄養管理科

臨床工学室

診療技術科

栄養管理係

診療技術係

看護部

地域医療連携・相談支援室

経営戦略室

医療安全管理室

感染制御室

情報管理室

病院管理部

管理課

庶務係

施設管理係

経営課

経営係

医事課

医事係

診療情報管理係

情報システム係

第6条 医学部附属西部医療センター（以下「西部医療センター」という。）

の業務及び事務を処理するため、西部医療センターに次の組織を置く。

周産期医療センター

小児医療センター

こどもアレルギーセンター

生殖医療センター

消化器腫瘍センター

呼吸器腫瘍センター

乳がん治療センター

薬物療法センター

内視鏡センター

脊椎センター

放射線診療センター

ゲノム医療センター

緩和ケアセンター

陽子線治療センター

乾癬治療ケアセンター

心不全センター

骨粗しょう症センター

地域医療連携センター

臨床研修センター

臨床研究支援センター

診療科

総合内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、心臓カテーテル治療科、冠疾患内科、腎臓内科、腎臓・透析内科、脳神経内科、血液・腫瘍内科、内分泌・糖尿病内科、リウマチ・膠原病内科、精神科、小児科、小児腫瘍科、小児アレルギー科、総合外科、整形外科、小児整形外科、呼吸器外科、消化器外科、脳神経外科、小児脳神経外科、乳腺・内分泌外科、小児外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、運動器リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、集中治療科、歯科口腔外科、陽子線治療科（第13条及び第31条において「診療科」という。）

病理診断科

中央検査科

検査係

中央手術部

中央放射線部

画像技術係

治療・核医学技術係

集中治療部

内視鏡部

薬物療法部

緩和ケア医療部

薬剤部

栄養管理科

臨床工学室

臨床心理室

診療技術科

リハビリテーション係

栄養管理係

診療技術係

臨床心理係

看護部

専門的看護係

地域医療連携・相談支援室

病床・予約調整室

臨床研修室

経営戦略室

医療安全管理室

感染制御室

情報管理室

陽子線治療技術科

陽子線治療技術係

陽子線治療物理科

陽子線治療物理係

運営企画室

病院管理部

管理課

庶務係

施設管理係

経営課

経営係

医事課

医事係

診療情報管理係

情報システム係

第7条 医学部附属みどり市民病院（以下「みどり市民病院」という。）の業務及び事務を処理するため、みどり市民病院に次の組織を置く。

健康管理センター

中央臨床検査部

リハビリテーション部

中央放射線部

中央手術部

内視鏡部

救急部

臨床栄養管理室

化学療法部

輸血部

臨床工学室

嚥下センター

物品管理センター

地域医療連携センター

地域医療連携室

医療安全管理室

感染制御室

キャリアアップ・人財育成センター

先制医療研究センター

診療情報管理室

N P 部

臨床心理室

診療科

感染症・総合内科、消化器内科、呼吸器・アレルギー内科、リウマチ・膠原病内科、循環器内科、内分泌・糖尿病内科、血液・腫瘍内科、脳神経内科、腎臓内科、消化器・一般外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、乳腺外科、整形外科、産婦人科、小児科、眼科、耳鼻いんこう科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、放射線科、麻酔科、脳神経外科、救急科、リハビリテーション科、病理診断科、精神科（第14条及び第32条において「診療科」という。）

診療技術科

リハビリテーション技術係

臨床工学係

栄養管理係

診療技術係

放射線技術科

放射線技術係

中央検査科

中央検査係

薬剤部

看護部

病院管理部

管理課

庶務係

経営課

経営係

医事課

医事係

第8条 医学部附属みらい光生病院（以下「みらい光生病院」という。）の業務及び事務を処理するため、みらい光生病院に次の組織を置く。

脳神経医療センター

先進リハビリセンター

内臓機能回復センター

運動機能回復センター

感覚器機能ケアセンター

やせと肥満の代謝機能回復センター

アンチエイジング・レーザーケアセンター

医療安全管理室

感染制御室

地域医療連携センター

地域医療連携室

診療科

内科、脳神経内科、消化器内科、呼吸器内科、循環器内科、内分泌・糖尿病内科、血液内科、腎臓内科、整形外科、耳鼻いんこう科、眼科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、放射線科、精神科、リハビリテーション科、歯科口腔外科、病理診断科（第15条及び第33条において「診療科」という。）

リハビリテーション技術科

理学療法係

作業療法係

言語聴覚係

機能訓練係

診療技術科

放射線係

検査係

栄養管理係

診療技術係

薬剤部

看護部

病院管理部

管理課

庶務係

経営課

経営係

医事課

医事係

第8条の2 医学部附属リハビリテーション病院（以下「リハビリテーション病院」という。）の業務及び事務を処理するため、リハビリテーション病院に次の組織を置く。

医療福祉センター

関節リウマチ・骨粗鬆症センター

地域医療連携センター

地域医療連携室

医療安全管理部

医療安全管理室

感染制御部

感染制御室

診療科

リハビリテーション科、整形外科、内科、脳神経内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、放射線科、精神科、脳神経外科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科（第15条の2及び第33条の2において「診療科」という。）

リハビリテーション技術科

理学療法係

作業療法係

言語聴覚係

診療技術科

放射線係

検査係

診療技術係

薬剤部

看護部

病院管理部

総務課

医事課

第9条 次表左欄に掲げる大学院研究科に、同表右欄に定める附属の研究所を置く。

医学研究科	脳神経科学研究所
	実験動物研究教育センター
	不育症研究センター
薬学研究科	創薬基盤科学研究所
経済学研究科	経済研究所
人間文化研究科	人間文化研究所
芸術工学研究科	環境デザイン研究所
理学研究科	生物多様性研究センター

第3章 職の配置

(法人の職)

第10条 法人に企画推進監（附属中高一貫校）を置く。

2 第3条に掲げる法人の組織の局に局長（事務局にあつては局長及び次長、病院企画局にあつては局長及び病院企画調整監）を、部に部長を、課に課長を置き、第15条の2の2に定めるところにより局に担当部長を、第15条の3第1項に定めるところにより部又は課に担当課長を、第15条の4第1項に定めるところにより課に課長補佐を置く。

3 各研究科に副研究科長を、総合情報センターに副センター長を置く。

4 前各項に定めるもののほか、法人に必要な職を置く。

(附属病院の職)

第11条 附属病院に院長代行、副病院長及び担当部長（救急災害医療センター

整備推進)を置き、必要があるときは、病院長補佐を置くことができる。

- 2 附属病院の倫理審査管理室に室長を置き、必要があるときは、副室長を置くことができる。
- 3 附属病院の倫理審査管理室東部医療センター支部、西部医療センター支部、みどり市民病院支部、みらい光生病院支部及びリハビリテーション病院支部に支部長を置く。
- 4 附属病院の救急災害医療センターにセンター長及び副センター長を置く。
- 5 附属病院の各診療科に部長を置き、必要があるときは、副部長を置くことができる。
- 6 附属病院の診療技術部の各科に技師長又は科長を、係に係長を置く。
- 7 附属病院の中央臨床検査部、リハビリテーション部及び中央放射線部に部長を置き、必要があるときは、副部長を置くことができる。
- 8 附属病院の中央手術部に部長及び副部長を置き、必要があるときは、部長補佐を置くことができる。
- 9 附属病院の集中治療センターにセンター長及び副センター長を置く。
- 10 附属病院の集中治療部、救急集中治療部及び急性心臓疾患治療部に部長を置き、必要があるときは、副部長を置くことができる。
- 11 附属病院の周産期母子医療センターにセンター長及び副センター長を置く。
- 12 附属病院の血液浄化センターに部長を置き、必要があるときは、副部長を置くことができる。
- 13 附属病院の内視鏡医療センターにセンター長及び副センター長を置く。
- 14 附属病院の病理診断部に部長を置き、必要があるときは、副部長を置くことができる。
- 15 附属病院の救命救急センターにセンター長及び副センター長を置き、必要があるときは、センター長補佐を置くことができる。
- 16 附属病院の臨床遺伝医療部に部長を置き、必要があるときは、副部長を置くことができる。
- 17 附属病院のがん診療・包括ケアセンターにセンター長及び副センター長を置く。
- 18 附属病院の臨床腫瘍部に部長を置き、必要があるときは、副部長を置くこ

とができる。

- 19 附属病院の緩和ケアセンターにセンター長及び副センター長を置く。
- 20 附属病院のがんゲノム医療部に部長を置き、必要があるときは、副部長を置くことができる。
- 21 附属病院のがん医療支援部に部長を置き、必要があるときは、副部長を置くことができる。
- 22 附属病院の乳がん治療・乳房再建センターにセンター長及び副センター長を置く。
- 23 附属病院の肝疾患センター及び睡眠医療センターにセンター長を置き、必要があるときは、副センター長を置くことができる。
- 24 附属病院の薬剤部に薬剤部長及び副薬剤部長を置く。
- 25 附属病院の輸血・細胞療法部及び災害対策医療支援部に部長を置き、必要があるときは、副部長を置くことができる。
- 26 附属病院の不育・不妊センター、いたみセンター及び地域包括ケア推進・研究センターにセンター長を置き、必要があるときは、副センター長を置くことができる。
- 27 附属病院の総合研修センターにセンター長及び副センター長を置き、必要があるときは、センター長補佐を置くことができる。
- 28 附属病院の臨床教育シミュレーションセンター、物品供給センター、地域医療連携センター及び地域医療教育研究センターにセンター長及び副センター長を置く。
- 29 附属病院の医療安全管理部、医療の質管理部、感染制御部及び臨床研究戦略部に部長を置き、必要があるときは、副部長を置くことができる。
- 30 附属病院の先端医療開発連携センターにセンター長及び副センター長を置く。
- 31 附属病院の医療デザイン研究センターにセンター長及び副センター長を置く。
- 32 附属病院の診療情報管理部に部長を置き、必要があるときは、副部長を置くことができる。
- 33 附属病院の戦略企画室及び情報発信・広報戦略室に室長を置き、必要があ

るときは、副室長を置くことができる。

34 附属病院の診療報酬マネジメント室に室長及び副室長を置き、必要があるときは、室長補佐を置くことができる。

35 附属病院の臨床栄養管理室及び臨床工学室に室長を置き、必要があるときは、副室長を置くことができる。

36 附属病院の臨床心理室に室長を置き、必要があるときは、副室長を置くことができる。

37 附属病院の看護部に看護部長、副看護部長、助産師長及び看護師長を置く。

38 附属病院の医療人連携・育成センターにセンター長を置き、必要があるときは、副センター長を置くことができる。

39 附属病院の働き方改革推進部に部長を置き、必要があるときは、副部長を置くことができる。

40 附属病院の高精度放射線治療センター、無痛分娩センターにセンター長を置き、必要があるときは、副センター長を置くことができる。

41 附属病院の国際医療連携部に部長を置き、必要があるときは、副部長を置くことができる。

42 附属病院の周術期ケアセンター、低侵襲手術センター、肥満症治療センター、漢方医学センター、脳神経機能再生センター、心臓弁膜症センター、メラノーマ・血管肉腫センター、食道疾患センター、副腎腫瘍センター、成人先天性心疾患センター、内視鏡下頭蓋底手術センター、こころの発達診療研究センター、膝疾患センター及びHCUセンターにセンター長を置き、必要があるときは、副センター長を置くことができる。

43 前各項に定めるもののほか、附属病院の部に部長を、課に課長を、室に室長を、係に係長を置き、第15条の3第2項に定めるところにより部に担当課長を、第15条の4第2項に定めるところにより課に課長補佐を置く。

44 前各項に定めるもののほか、附属病院に必要な職員を置く。

(東部医療センターの職)

第12条 東部医療センターに院長代行、副病院長及び病院長補佐を置く。

2 東部医療センターの心臓血管センター、脳血管センター、先進がん治療センター、化学療法センター、内視鏡センター、リウマチ・骨粗鬆症センター、

摂食嚥下センター、血液浄化療法センター、眼科・レーザー治療センター、声と鼻のセンター、集中治療センター、救命救急センター、感染症センター、地域医療連携センター、患者相談支援センター、臨床研修センター及び物品管理センターにセンター長を置き、必要があるときは、副センター長を置くことができる。

- 3 東部医療センターの各診療科に部長を置き、必要があるときは、副部長を置くことができる。
- 4 東部医療センターの病理診断科に部長及び副部長を置く。
- 5 東部医療センターの中央検査科に部長及び技師長を、当該科の係に係長を置く。
- 6 東部医療センターの中央手術部に部長を置く。
- 7 東部医療センターの中央放射線部に部長及び技師長を、当該部の係に係長を置く。
- 8 東部医療センターの薬剤部に薬剤部長及び副薬剤部長を置く。
- 9 東部医療センターのリハビリテーション技術科に技師長を、当該科の係に係長を置く。
- 10 東部医療センターの臨床工学技術科に技師長を、当該科の係に係長を置く。
- 11 東部医療センターの栄養管理科に部長及び副部長を置く。
- 12 東部医療センターの臨床工学室に室長及び副室長を置く。
- 13 東部医療センターの診療技術科に技師長を、当該科の係に係長を置く。
- 14 東部医療センターの看護部に看護部長、副看護部長、助産師長及び看護師長を置く。
- 15 東部医療センターの地域医療連携・相談支援室に室長を置く。
- 16 東部医療センターの経営戦略室、医療安全管理室及び感染制御室に室長及び副室長を置く。
- 17 東部医療センターの情報管理室に室長を置く。
- 18 前各項に定めるもののほか、東部医療センターの部に部長を、課に課長を、室に室長を、係に係長を置く。
- 19 前各項に定めるもののほか、東部医療センターに必要な職員を置く。

(西部医療センターの職)

第13条 西部医療センターに院長代行、副病院長及び病院長補佐を置く。

- 2 西部医療センターの周産期医療センター、小児医療センター、こどもアレルギーセンター、生殖医療センター、消化器腫瘍センター、呼吸器腫瘍センター、乳がん治療センター、薬物療法センター、内視鏡センター、脊椎センター、放射線診療センター、ゲノム医療センター、緩和ケアセンター、陽子線治療センター、乾癬治療ケアセンター、心不全センター、骨粗しょう症センター、地域医療連携センター、臨床研修センター及び臨床研究支援センターにセンター長を置く。
- 3 西部医療センターの各診療科及び病理診断科に部長を置き、必要があるときは、副部長を置くことができる。
- 4 西部医療センターの中央検査科に部長及び技師長を、当該科の係に係長を置く。
- 5 西部医療センターの中央手術部に部長を置く。
- 6 西部医療センターの中央放射線部に部長及び技師長を、当該部の係に係長を置く。
- 7 西部医療センターの集中治療部に部長を置く。
- 8 西部医療センターの内視鏡部、薬物療法部及び緩和ケア医療部に部長を置き、必要があるときは、副部長を置くことができる。
- 9 西部医療センターの薬剤部に薬剤部長及び副薬剤部長を置く。
- 10 西部医療センターの栄養管理科に部長を置き、必要があるときは、副部長を置くことができる。
- 11 西部医療センターの臨床工学室に室長を置き、必要があるときは、副室長を置くことができる。
- 12 西部医療センターの臨床心理室に室長を置き、必要があるときは、副室長を置くことができる。
- 13 西部医療センターの診療技術科に技師長を、当該科の係に係長を置く。
- 14 西部医療センターの看護部に看護部長、副看護部長、助産師長及び看護師長を、当該部の係に係長を置く。
- 15 西部医療センターの地域医療連携・相談支援室に室長を置く。
- 16 西部医療センターの病床・予約調整室、臨床研修室、経営戦略室及び医療

安全管理室に室長を置き、必要があるときは、副室長を置くことができる。

- 17 西部医療センターの感染制御室及び情報管理室に室長を置く。
- 18 西部医療センターの陽子線治療技術科及び陽子線治療物理科に部長を、当該科の係に係長を置く。
- 19 西部医療センターの運営企画室に室長を置く。
- 20 前各項に定めるもののほか、西部医療センターの部に部長を、課に課長を、係に係長を置く。
- 21 前各項に定めるもののほか、西部医療センターに必要な職員を置く。

(みどり市民病院の職)

第14条 みどり市民病院に院長代行、副病院長、病院長補佐及び参事を置く。

- 2 みどり市民病院の健康管理センターにセンター長を置き、必要があるときは、副センター長を置くことができる。
- 3 みどり市民病院の中央臨床検査部、リハビリテーション部、中央放射線部、中央手術部、内視鏡部及び救急部に部長を置き、必要があるときは、副部長を置くことができる。
- 4 みどり市民病院の臨床栄養管理室に室長を置き、必要があるときは、副室長を置くことができる。
- 5 みどり市民病院の化学療法部及び輸血部に部長を置き、必要があるときは、副部長を置くことができる。
- 6 みどり市民病院の臨床工学室に室長を置き、必要があるときは、副室長を置くことができる。
- 7 みどり市民病院の嚥下センター、物品管理センター及び地域医療連携センターにセンター長を置き、必要があるときは、副センター長を置くことができる。
- 8 みどり市民病院の地域医療連携室に室長を置く。
- 9 みどり市民病院の医療安全管理室及び感染制御室に室長及び副室長を置く。
- 10 みどり市民病院のキャリアアップ・人財育成センター及び先制医療研究センターにセンター長を置き、必要があるときは、副センター長を置くことができる。
- 11 みどり市民病院の診療情報管理室に室長を置き、必要があるときは、副室

長を置くことができる。

- 12 みどり市民病院のNP部に部長を置き、必要があるときは、副部長を置くことができる。
- 13 みどり市民病院の臨床心理室に室長を置き、必要があるときは、副室長を置くことができる。
- 14 みどり市民病院の各診療科に部長を置き、必要があるときは副部長を置くことができる。
- 15 みどり市民病院の診療技術科、放射線技術科及び中央検査科に技師長を、当該科の係に係長を置く。
- 16 みどり市民病院の薬剤部に薬剤部長及び副薬剤部長を置く。
- 17 みどり市民病院の看護部に看護部長、副看護部長及び看護師長を置く。
- 18 前各項に定めるもののほか、みどり市民病院の部に部長を、課に課長を、係に係長を置く。
- 19 前各項に定めるもののほか、みどり市民病院に必要な職員を置く。

(みらい光生病院の職)

第15条 みらい光生病院に副病院長を置く。

- 2 みらい光生病院の脳神経医療センター、先進リハビリセンター、内臓機能回復センター、運動機能回復センター、感覚器機能ケアセンター及びやせと肥満の代謝機能回復センターにセンター長を置き、必要があるときは、副センター長を置くことができる。
- 3 みらい光生病院のアンチエイジング・レーザーケアセンターにセンター長及び副センター長を置く。
- 4 みらい光生病院の医療安全管理室及び感染制御室に室長を置き、必要があるときは、副室長を置くことができる。
- 5 みらい光生病院の地域医療連携センターにセンター長を置き、必要があるときは、副センター長を置くことができる。
- 6 みらい光生病院の地域医療連携室に室長を置く。
- 7 みらい光生病院の各診療科に部長を置き、必要があるときは副部長を置くことができる。
- 8 みらい光生病院のリハビリテーション技術科及び診療技術科に技師長を、

当該科の係に係長を置く。

- 9 みらい光生病院の薬剤部に薬剤部長及び副薬剤部長を置く。
- 10 みらい光生病院の看護部に看護部長、副看護部長及び看護師長を置く。
- 11 前各項に定めるもののほか、みらい光生病院の部に部長を、課に課長を、係に係長を置く。
- 12 前各項に定めるもののほか、みらい光生病院に必要な職員を置く。

(リハビリテーション病院の職)

第15条の2 リハビリテーション病院に副病院長を置く。

- 2 リハビリテーション病院の医療福祉センター、関節リウマチ・骨粗鬆症センター及び地域医療連携センターにセンター長を置き、必要があるときは、副センター長を置くことができる。
- 3 リハビリテーション病院の地域医療連携室に室長を置く。
- 4 リハビリテーション病院の医療安全管理部に部長を置く。
- 5 リハビリテーション病院の医療安全管理室に室長を置く。
- 6 リハビリテーション病院の感染制御部に部長を置く。
- 7 リハビリテーション病院の感染制御室に室長を置く。
- 8 リハビリテーション病院の各診療科に部長を置き、必要があるときは副部長を置くことができる。
- 9 リハビリテーション病院のリハビリテーション技術科及び診療技術科に技師長を、当該科の係に係長を置く。
- 10 リハビリテーション病院の薬剤部に薬剤部長及び副薬剤部長を置く。
- 11 リハビリテーション病院の看護部に看護部長、副看護部長及び看護師長を置く。
- 12 前各項に定めるもののほか、リハビリテーション病院の部に部長を、課に課長を、係に係長を置き、第15条の3第3項に定めるところにより部に担当課長を、第15条の4第3項に定めるところにより課に課長補佐を置く。
- 13 前各項に定めるもののほか、リハビリテーション病院に必要な職員を置く。

(担当部長)

第15条の2の2 第10条第2項に規定する担当部長を置く法人の組織（第3条に掲げるものに限る。）、その分担事項及び担当部長の数は、次表のとおり

とする。

担当部長を置く組織	分担事項	分担事項の細目	数
施設企画局	みどり市民病院再整備	1 みどり市民病院の再整備に関する こと。	1
	施設整備	1 附属病院、東部医療センター、西部医療センター、みどり市民病院、みらい光生病院及びリハビリテーション病院（以下「附属病院群」という。）の施設整備に関する こと。	1
病院企画局	附属病院群の連携強化	1 附属病院群の連携強化に関する こと。	6

第15条の2の3 第11条第2項に規定する附属病院に置く担当部長の分担事項及び数は、次表のとおりとする。

分担事項	分担事項の細目	数
救急災害医療センター整備推進	1 救急災害医療センター整備推進に関する こと	3

（担当課長）

第15条の3 第10条第2項に規定する担当課長を置く法人の組織（第3条に掲げるものに限る。）、その分担事項及び担当課長の数は、次表のとおりとする。

担当課長を置く組織	分担事項	分担事項の細目	数
総務部	病院間の人事調整	1 附属病院群の看護師の人事調整に関する こと。	1
	大学DXに係る企画調整	1 大学DXの推進に関する こと。 2 その他DXの推進に関する こと。	1
	教育DXに係る企画調整	1 教育DXの推進に関する こと。 2 その他DXの推進に関する こと。	1
	研究DXに係る企画調整	1 研究DXの推進に関する こと。 2 その他DXの推進に関する こと。	1
	医療DXに係る企画調整	1 医療DXの推進に関する こと。 2 その他DXの推進に関する こと。	1
施設企画部	滝子・田辺通キャンパス整備	1 滝子キャンパス及び田辺通キャンパスの整備等に関する こと。	1
	設備総括	1 キャンパス再編整備等の設備に関する こと。 2 病院整備等の設備に関する こと。	1
	附属病院整備等	1 附属病院の整備等に関する こと。	1

	救急災害医療センター整備	1 救急災害医療センターの整備に關すること。	1
	みどり市民病院再整備	1 みどり市民病院の移転改築に關すること。	1
	看護学専攻施設整備に係る連絡調整	1 看護学専攻の施設整備に係る連絡調整に關すること。	1
	リハビリテーション学専攻施設整備に係る連絡調整	1 リハビリテーション学専攻施設整備に係る連絡調整に關すること。	1
	リハビリテーション病院整備に係る連絡調整	1 リハビリテーション病院の整備に係る連絡調整に關すること。	1
教育研究部	大学D Xに係る企画調整	1 大学D Xの推進に關すること。 2 その他D Xの推進に關すること。	1
	大学院支援	1 大学院研究科における全学的な教育・研究の推進に關すること。 2 G R A D centerに關すること。	1
	附属学校	1 附属学校に關すること。	1
教育研究部 研究推進課	知財活用	1 知的財産の管理及び活用に關すること。 2 前号に係る実施許諾の交渉に關すること。 3 研究契約に係る内容確認に關すること。 4 前3号に係る産学官連携の推進に關すること。	1
	スタートアップ支援	1 スタートアップ支援に關すること。 2 産学官共創イノベーションセンターに關すること。 3 前2号に係る産学官連携の推進に關すること。	1
医学部事務課	学務	1 医学部の修学指導に關すること。 2 医学部の学位に關すること。 3 看護学部（令和6年度以前の入学者が在籍するものをいう。以下同じ。）の修学指導に關すること。 4 看護学部の学位に關すること。	1
	大学院	1 医学研究科及び看護学研究科の大学院に關すること。 2 医学部、看護学部、医学研究科及	1

		び看護学研究科（以下この項、第21条及び第29条において「医学部等」という。）のリカレント教育に関すること。 3 医学部等の国際化推進に関すること。	
山の畑事務課	経済学部・データサイエンス学部	1 経済学部及び大学院経済学研究科（以下この項、第16条及び第24条において「経済学部等」という。）並びにデータサイエンス学部及びデータサイエンス研究科（以下この項、第16条及び第24条において「データサイエンス学部等」という。）の事務に関すること。 2 都市政策研究センターの企画及び運営に関すること。	1
病院統括部	調整	1 附属病院群の看護師の人事調整に関すること。	1
	人事	1 附属病院群の人事に関すること。	6
	医療D X推進に係る企画調整・医療収入	1 附属病院群の医療D Xの推進に関すること。 2 附属病院群の情報化施策の企画及び推進に関すること。 3 附属病院群の病院情報システムの再構築に係る企画調整に関すること。 4 附属病院群の医療収入に関すること。	6
医療収入部	医療D X推進に係る企画調整・医療収入	1 附属病院群の医療D Xの推進に関すること。 2 附属病院群の情報化施策の企画及び推進に関すること。 3 附属病院群の病院情報システムの再構築に係る企画調整に関すること。 4 附属病院群の医療収入に関すること。	6
調達改革推進部	病院経営	1 附属病院群の経営に関すること。	6

- 2 第11条第43項に規定する担当課長を置く附属病院の組織、その分担事項及び担当課長の数は、次表のとおりとする。

担当課長を置く組織	分担事項	分担事項の細目	数
-----------	------	---------	---

病院管理部	救急災害医療センター運用準備統括	1 救急災害医療センターの運用準備の統括に関する事。	1
	救急災害医療センター運用準備	1 救急災害医療センターの運用準備に関する事。	4

- 3 第15条の2第12項に規定する担当課長を置くリハビリテーション病院の組織、その分担事項及び担当課長の数は、次表のとおりとする。

担当課長を置く組織	分担事項	分担事項の細目	数
病院管理部	企画	1 リハビリテーション病院の企画立案に関する事。	1

(課長補佐)

- 第15条の4 第10条第2項に規定する法人の課(第3条に掲げるものに限る。)に置く課長補佐は、次のとおりとする。

課長補佐を置く組織		課長補佐の名称	数
監査課		課長補佐(監査等)	2
総務部	総務課	課長補佐(庶務)	1
		課長補佐(事務管理)	1
	コンプライアンス推進課	課長補佐(コンプライアンス推進)	1
		課長補佐(法規)	1
	人事課	課長補佐(人事総括)	1
		課長補佐(人材育成)	1
		課長補佐(教員人事)	1
	労務課	課長補佐(給与)	1
		課長補佐(安全衛生)	1
		課長補佐(労務厚生)	1
		課長補佐(人事給与システムの整備)	1
	広報課	課長補佐(広報)	1
		課長補佐(病院等広報に係る企画調整)	1
		課長補佐(病院等広報)	6
	D X推進課	課長補佐(大学D Xの推進)	1
		課長補佐(情報基盤)	1
		課長補佐(教育D Xの推進に係る企画調整)	2
		課長補佐(研究D Xの推進に係る企画調整)	2
		課長補佐(医療D Xの推進に係る企画調整)	2

		る企画調整) 課長補佐 (電子決裁・文書管理システムの整備におけるD Xの推進)	1
		課長補佐 (人事給与システムの整備におけるD Xの推進)	2
		課長補佐 (財務会計システムの整備におけるD Xの推進)	1
経営企画部	企画課	課長補佐 (企画総括)	1
		課長補佐 (企画)	1
		課長補佐 (社会連携等)	1
	財務課	課長補佐 (経理総括)	1
		課長補佐 (出納財産)	1
		課長補佐 (経理)	1
施設企画部	施設企画課	課長補佐 (総括)	1
		課長補佐 (営繕)	1
		課長補佐 (滝子キャンパス整備)	2
		課長補佐 (田辺通キャンパス整備)	1
		課長補佐 (設備総括)	2
		課長補佐 (施設整備)	1
		課長補佐 (附属病院整備)	1
		課長補佐 (附属病院整備等)	2
		課長補佐 (救急災害医療センター整備)	1
	東部医療センター病院整備課	課長補佐 (病院整備)	2
	西部医療センター病院整備課	課長補佐 (病院整備)	2
	みどり市民病院再整備課	課長補佐 (病院再整備)	3
教育研究部	研究推進課	課長補佐 (研究管理)	1
		課長補佐 (研究・産学官連携)	1
		課長補佐 (イノベーション推進)	1
		課長補佐 (社会実装支援)	1
	研究開発課	課長補佐 (研究開発)	1
	学術情報課	課長補佐 (学術情報)	1
		課長補佐 (情報システム)	1
		課長補佐 (大学D Xに係る企画調整)	1
	学生課	課長補佐 (入試)	1
		課長補佐 (学生支援)	1
	国際課	課長補佐 (国際推進)	1
		課長補佐 (留学支援)	1

	教務企画課	課長補佐（教務） 課長補佐（企画） 課長補佐（附属学校）	1 1 1
医学部事務課		課長補佐（総務人事・企画・DX） 課長補佐（研究推進・経理） 課長補佐（医学科学務） 課長補佐（保健医療学科学務） 課長補佐（蒲郡市での新たな看護学教育施設の設置） 課長補佐（大学院・グローバル推進）	1 1 1 1 1 1
薬学部事務課		課長補佐（薬学部）	1
芸術工学部事務課		課長補佐（芸術工学部）	1
山の畑事務課		課長補佐（経済学部） 課長補佐（人文社会学部） 課長補佐（総合生命理学部） 課長補佐（データサイエンス学部） 課長補佐（庶務）	1 1 1 1 1
病院統括部	統括企画課	課長補佐（企画） 課長補佐（調整）	1 1
	医療DX推進課	課長補佐（医療DXの推進） 課長補佐（病院情報システムの再構築に係る企画調整） 課長補佐（医療DX推進に係る企画調整）	1 1 6
医療収入部	医療収入課	課長補佐（分析統括） 課長補佐（経営情報） 課長補佐（診療情報）	1 1 6
調達改革推進部	共同調達課	課長補佐（調達） 課長補佐（医療機器）	1 1

- 2 第11条第43項に規定する附属病院の課に置く課長補佐は、次のとおりとする。

課長補佐を置く組織		課長補佐の名称	数
病院管理部	管理課	課長補佐（庶務）	1
		課長補佐（医師の働き方改革）	1
		課長補佐（施設管理）	1
		課長補佐（医療人育成）	1
		課長補佐（放射線業務従事者管理）	1
		課長補佐（救急災害医療センター運用準備）	7

	臨床研究推進課	課長補佐（臨床研究開発）	1
		課長補佐（臨床研究審査）	1
		課長補佐（臨床研究支援）	1

- 3 第15条の2第12項に規定するリハビリテーション病院の課に置く課長補佐は、次のとおりとする。

課長補佐を置く組織		課長補佐の名称	数
病院管理部	総務課	課長補佐（庶務）	1
		課長補佐（経営）	1
		課長補佐（企画）	1
	医事課	課長補佐（医事）	1
		課長補佐（情報システム）	1

（職務）

第16条 副学長は、学長を補佐するとともに、上司の命を受けて大学内重要事項を処理する。

- 2 事務局長は、上司の命を受け、法人の事務を掌理し、職員（教員及び監査課の職員を除く。）を指揮監督する。
- 3 病院企画局長は、上司の命を受け、病院統括部、医療収入部及び調達改革推進部の事務を掌理し、当該部の職員を指揮監督する。加えて、病院統括部、医療収入部及び調達改革推進部に関連する事務に限り、附属病院群の関係部課室に所属する職員を指揮監督する。
- 4 施設企画局長は、上司の命を受け、施設企画部の事務を掌理し、当該部の職員を指揮監督する。
- 5 企画推進監（附属中高一貫校）は、上司の命を受け、名古屋市立大学附属中高一貫校に関する業務を処理する。
- 6 病院企画調整監は、上司の命を受け、附属病院群に係る重要事項に関する業務を処理する。
- 7 学部長、大学院研究科長、総合情報センター長、高等教育院長、病院長並びに第10条各項、第11条各項、第12条各項、第13条各項、第14条各項、第15条各項、第15条の2各項、第15条の3各項及び前条各項に規定する者は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 8 事務局次長は、上司の命を受け、総務部、経営企画部及び教育研究部の事務を掌理し、当該部の職員を指揮監督する。
- 9 院長代行は、病院長を補佐し、副病院長の職務を総括する。

- 10 第11条各項、第12条各項、第13条各項、第14条各項、第15条各項及び第15条の2各項に規定する者のうち、副病院長は病院長及び院長代行を補佐するとともに、上司の命を受けて病院に係る重要事項を処理し、病院長補佐は病院長及び院長代行の命を受け特定の業務を処理し、部長は上司の命を受け、所掌事務の統轄及び研究指導を行い、所属職員を指揮監督し、副部長は部長を補佐し、技師長は部長の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 11 第2項及び第7項に定めるもののほか、監査課長並びに学部長及び大学院研究科長は、経理事務を処理する場合にあつては、事務局長の指揮監督を受けるものとする。
- 12 第2項及び第7項の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる者は、それぞれ同表中欄に掲げる事務について、同表右欄に定める者の指揮監督を受けるものとする。

学術情報課長	総合情報センターに関する事務	総合情報センター長
教務企画課長	高等教育院に関する事務	高等教育院長
学部事務課長	学部及び大学院研究科（以下この項において「学部等」という。）に関する事務	当該研究科長
	学部事務課の事務（学部等に関する事務を除く。）	教育研究部長
山の畑事務課長	経済学部等に関する事務	経済学研究科長
	人文社会学部及び大学院人間文化研究科（以下この項及び第24条において「人文社会学部等」という。）に関する事務	人間文化研究科長
	総合生命理学部及び大学院理学研究科（以下この項及び第24条において「総合生命理学部等」という。）に関する事務	理学研究科長

	データサイエンス学部等に関する事務	データサイエンス研究科長
	山の畑事務課の事務（経済学部等、人文社会学部等、総合生命理学部等及びデータサイエンス学部等に関する事務を除く。）	教育研究部長

- 13 担当課長及び主幹（以下「担当課長等」という。）並びに主査は、上司（部課室の分掌事務の一部を分担する担当課長等にあつては、それぞれの部課室の長を含む。）の命を受け、分担事項を処理する。
- 14 担当課長等の関係部課室（担当課長等の分担事項と同一事務を分掌事務中に含む部課室をいう。）に所属する職員は、関係部課室の長の命により、担当課長等の分担事項に関して当該担当課長等の指揮監督を受ける。
- 15 第7項及び第10項に規定する者（院長代行、副病院長、病院長補佐及び副部長を除く。）が欠けたとき又はその者に事故があるときは、その者の職務の代理者を、その者を直接に指揮監督する者が命ずる。

（職員）

第17条 学部、大学院研究科、総合情報センター及び高等教育院並びに第3条から第8条の2までに規定する組織には、第10条から第15条の4までに規定する者のほか、必要な教員及び教員以外の職員を置く。

（緊急措置）

第18条 理事長は、特別又は緊急の必要があるときは、所属職員を、第3条から前条までの規定にかかわらず、その必要な事務に緊急に従事させることができる。

第4章 分掌事務

第19条 監査課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 監事及び会計監査人に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、法人の監査に関すること。
- (3) 内部通報・相談に関すること。

第20条 事務局総務部の組織の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 役員会に関する事。
- (2) 理事長及び副理事長の秘書に関する事。
- (3) 学長選考会議に関する事。
- (4) 名古屋市との連絡調整に関する事。
- (5) 名古屋市会に関する事。
- (6) 関係諸規程の制定改廃に関する事（コンプライアンス推進課の項第4号に定めるものを除く。）。
- (7) 訴訟、調停等に関する事（附属病院群の医療に係ることを除く。）。
- (8) 名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）の規定に基づく情報公開に関する事。
- (9) 名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号）の規定に基づく個人情報保護に関する事。
- (10) 名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）の規定に基づく情報の保護及び管理に関する事。
- (11) 施設（学部、大学院研究科及び附属病院群の施設並びに教養教育に係る施設を除く。）の警備に関する事。
- (12) 文書の取扱い及び公印の管守に関する事（他科部課の主管に属するものを除く。）。
- (13) 公立大学法人名古屋市立大学振興基金等の受入れに関する事。
- (14) 災害時の体制に係る連絡調整に関する事。
- (15) 事務事業の連絡調整に関する事。
- (16) 他科部課の主管に属しない事。

コンプライアンス推進課

- (1) 内部統制の統括に関する事。
- (2) 職員の倫理の保持に関する事。
- (3) ハラスメントの防止等に関する事。
- (4) 関係諸規程の制定改廃に係る法規審査に関する事。
- (5) 関係諸規程に係るその他特命事項の処理に関する事。

人事課

- (1) 組織に関する事。

- (2) 職員の定員管理に関する事。
- (3) 職員の任免に関する事。
- (4) 職員の服務に関する事。
- (5) 職員の懲戒及び解雇に関する事。
- (6) 職員の人事考課に関する事。
- (7) 職員の研修に関する事。
- (8) 職員の採用選考に関する事。
- (9) 事務事業の事務改善の総括に関する事。

労務課

- (1) 職員の給与に関する事。
- (2) 社会保険に関する事。
- (3) 育児休業給付金その他職員の給付に関する事。
- (4) 職員の給与統計に関する事。
- (5) 職員の安全管理及び衛生管理に関する事（第22条研究推進課の項第2号に定めるものを除く。）。
- (6) 職員の業務災害等の補償に関する事。
- (7) 職員の健康管理及び保健指導に係る企画及び調整に関する事。
- (8) 職員の労働条件の調査及び計画に関する事。
- (9) 職員の福利厚生制度に関する事。
- (10) 労働条件に係る規程に関する事。
- (11) 労働組合に関する事。

広報課

- (1) 広報の企画及び調整に関する事。
- (2) 各種広報媒体に関する事。
- (3) 報道機関との連絡に関する事。
- (4) 附属病院群との連携広報に係る特命事項の処理に関する事。

D X推進課

- (1) 大学D Xの推進の総括に関する事。
- (2) 情報化施策の総合的な企画及び推進に関する事。
- (3) 事務の電算化の調査並びに事務の電算化に伴う事務改善の推進及び企画

に關すること。

(4) その他DXの推進に關すること。

第20条の2 事務局経営企画部の組織の分掌事務は、次のとおりとする。

企画課

(1) 企画、調査及び総合調整に關すること（他科部課の主管に属するものを除く。）。

(2) 中期目標、中期計画及び名市大未来プラン並びに事業報告の総括に關すること。

(3) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の規定に基づく業績評価に係る評価委員会との調整に關すること。

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づき大学が自ら行う点検及び評価に關すること。

(5) 学校教育法の規定に基づく認証評価に係る認証評価機関との調整に關すること。

(6) SDGsセンターに關すること。

(7) 社会連携の推進に係る企画及び調整に關すること。

(8) 社会連携センターに關すること。

(9) 大学間交流（第22条国際課の項第2号に定めるものを除く。）に關すること。

(10) 理事長の特命による事務事業の調整に關すること。

財務課

(1) 経営審議会に關すること。

(2) 予算及び決算に關すること（他科部課の主管に属するものを除く。）。

(3) 授業料収入、検定料収入その他の収入（総務課の項第13号、第22条研究推進課の項第1号、第29条病院管理部管理課の項第13号、同条病院管理部経営課経営係の項第5号、同条病院管理部医事課医事係の項第1号、第30条病院管理部医事課医事係の項第2号、第31条病院管理部医事課医事係の項第2号、第32条病院管理部医事課医事係の項第1号、第33条病院管理部医事課医事係の項第1号及び第33条の2病院管理部医事課医事係の項第1号に定める収入を除く。）に關すること。

- (4) 収入及び支出に係る審査に関すること。
- (5) その他経理に関すること（他科部課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 資産の管理運用に関すること（知的財産の管理に関するものを除く。）。
- (7) 資金の調達に関すること。
- (8) 現金金銭の出納に関すること。
- (9) 取引金融機関との連絡に関すること。
- (10) 財務会計システムに関すること。
- (11) 契約事務の総括に関すること。
- (12) 大学の中期目標、中期計画及び名市大未来プラン並びに事業報告に関すること。

第20条の3 事務局教育研究部の組織の分掌事務は、次のとおりとする。

研究推進課

- (1) 受託研究、共同研究等の外部資金の受入れ等に関すること。
- (2) 研究の安全管理に係る委員会に関すること。
- (3) 研究員制度に関すること。
- (4) 共用機器の運用に係る事務の総括に関すること。
- (5) 教育研究審議会（研究に関する議題に限る。）に関すること。
- (6) 学術研究の推進に係る企画立案及び連絡調整に関すること（研究開発課の項第1号に定めるものを除く。）。
- (7) 産学官連携の推進に係る企画立案及び連絡調整に関すること。
- (8) 科学研究費助成事業に関すること（他科部課の主管に属するものを除く。）。

研究開発課

- (1) 自己財源を活用した国際研究の推進、研究人材育成・環境整備の推進に係る企画立案及び臨床研究の推進に係る連絡調整に関すること。
- (2) 行政課題及び地域課題の研究の推進に関すること。
- (3) なごや先端研究開発センターに関すること。

学術情報課

- (1) 図書、資料その他の学術情報の収集、整理保存及び利用に関すること。
- (2) 図書、資料その他の学術情報の相互貸借及び複写に関すること。

- (3) キャンパス情報ネットワークの活用による情報の総合化及び高度利用並びにキャンパス情報ネットワークの運用管理に関すること。
- (4) 電算処理システムの維持管理及び電子計算機器の運用管理に関すること（他科部課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 前2号に係る電子情報の保護及び管理に関すること。
- (6) 総合情報センターの運営管理に関すること。
- (7) 大学D Xの推進に係る基盤整備に関すること。
- (8) その他D Xの推進に関すること。

学生課

- (1) 大学及び大学院入学者選抜の総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 大学入学者選抜の実施に関すること。
- (3) 学生の福利厚生に関すること。
- (4) 学籍管理の総括に関すること。
- (5) 学生の課外活動支援に関すること。
- (6) 学生の経済的支援に関すること。
- (7) 学生のキャリア支援に関すること。
- (8) 学生の自主的な社会貢献活動に関すること。
- (9) その他学生の厚生保健に関すること。

国際課

- (1) 国際交流の全学的な推進に係る企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 海外の大学との交流に関すること。
- (3) 学生の海外派遣に関すること。
- (4) 留学生に関すること。
- (5) 留学生宿舍の管理運営に関すること。

教務企画課

- (1) 教育研究審議会（研究に関する議題を除く。）に関すること。
- (2) 教務事務に係る総括及び連絡調整に関すること。
- (3) 教養教育の修学指導に関すること。
- (4) 全学教育機構に関すること。
- (5) 高等教育院に関すること。

(6) 学外に対する教育に関すること（他科部課の主管に属するものを除く。）。

(7) 大学院研究科における全学的な教育・研究の推進に関すること。

(8) G R A D centerに関すること。

(9) 附属中等教育学校に関すること。

第21条 医学部事務課の組織の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 医学部等の教授会その他の会議に関すること。

(2) 医学部等の組織及び定員管理に関すること。

(3) 医学部等の教員の人事に関すること。

(4) 医学部等の研究推進及び外部資金に関すること。

(5) 医学部等主催の公開講座等の企画及び運営に関すること。

(6) 医学部等の施設の防犯に関すること。

(7) 葵キャンパスの施設の管理及び関係機関との連絡調整に関すること。

(8) 名東キャンパスの施設の管理及び関係機関との連絡調整に関すること。

(9) 蒲郡市立ソフィア看護専門学校の大学化及び関係機関との連絡調整に関すること。

(10) その他医学部等の事務に関すること。

第22条 薬学部事務課の組織の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 薬学部及び薬学研究科（以下この条において「薬学部等」という。）の教授会その他の会議に関すること。

(2) 薬学部等の修学指導に関すること。

(3) 薬学部等の学位に関すること。

(4) 薬学部等の施設の警備に関すること。

(5) その他薬学部等の事務に関すること。

第23条 芸術工学部事務課の組織の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 芸術工学部及び芸術工学研究科（以下この条において「芸術工学部等」という。）の教授会その他の会議に関すること。

(2) 芸術工学部等の修学指導に関すること。

(3) 芸術工学部等の学位に関すること。

(4) 芸術工学部等の施設の警備に関すること。

(5) その他芸術工学部等の事務に関すること。

第24条 経済学部等、人文社会学部等、総合生命理学部等及びデータサイエンス学部等（以下この条において「各学部等」という。）に係る事務を処理するための山の畑事務課の組織の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 各学部等の教授会その他の会議に関すること。
- (2) 各学部等の修学指導に関すること。
- (3) 各学部等の学位に関すること。
- (4) その他各学部等の事務に関すること。
- (5) 各学部等の関係施設の再編に係る調査及び連絡調整に関すること。

第25条 施設企画局施設企画部の組織の分掌事務は、次のとおりとする。

施設企画課

- (1) 施設（附属病院群の施設を除く。以下この条において同じ。）の建設に係る企画及び調整に関すること（運営管理を除く。）。
- (2) 施設の建設に係る設計・施工及びその調整に関すること。
- (3) 施設の建設に係る設計・施工の契約、監理及び検査に関すること。
- (4) 施設の長寿命化計画等に関すること。
- (5) 施設の営繕（新增改築及び取壊しは軽微なものに限る。以下この条において同じ。）に係る設計・施工及びその調整に関すること。
- (6) 施設の営繕に係る設計・施工の契約、監理及び検査に関すること。
- (7) 施設の設備の省エネ改修の実施に関すること。
- (8) 電気及びガスの契約に関すること。
- (9) キャンパスの再編整備等に関すること。
- (10) 病院整備等に関すること。

東部医療センター病院整備課

- (1) 東部医療センターの整備に関すること。

西部医療センター病院整備課

- (1) 西部医療センターの整備に関すること。

みどり市民病院再整備課

- (1) みどり市民病院の再整備に関すること。

第26条 病院企画局病院統括部の組織の分掌事務は、次のとおりとする。

統括企画課

- (1) 附属病院群の中期目標、中期計画及び名市大未来プラン並びに事業報告の総括に関する事。
- (2) 附属病院群の経営指標、臨床指標その他各種統計に関する事。
- (3) 附属病院群の連絡調整に関する事。
- (4) 病院事業に係る特命事項に関する事。
- (5) 附属病院群に勤務する看護保健職給料表及び医療技術職給料表の適用を受ける者の人事調整に関する事

医療DX推進課

- (1) 医療DXの推進の総括に関する事。
- (2) 附属病院群の情報化施策の総合的な企画及び推進に関する事。
- (3) 附属病院群の病院情報システムの再構築に係る企画調整に関する事。

第27条 病院企画局医療収入部の組織の分掌事務は、次のとおりとする。

医療収入課

- (1) 附属病院群の診療情報の分析及び活用に関する事。
- (2) 附属病院群の経営情報の分析に関する事。
- (3) 附属病院群の医事業務に係る企画立案に関する事。
- (4) 附属病院群の医療収入に関する事。

第28条 病院企画局調達改革推進部の組織の分掌事務は、次のとおりとする。

共同調達課

- (1) 附属病院群における医療機器・医薬品・医療材料等の共通物品の契約・購入等に関する事。
- (2) 附属病院群における医療機器・医薬品・医療材料等物品の共通化の推進に関する事。
- (3) 附属病院群における調達事務等の効率化に係る企画・連絡調整等に関する事。

第29条 附属病院の組織の分掌事務は、次のとおりとする。

法務・コンプライアンス課

- (1) 附属病院の医療活動等に伴い生じる法的問題に係る助言に関する事。
- (2) 附属病院の医療等に係る訴訟、調停等に関する事。

- (3) 附属病院のコンプライアンスの推進に関すること。
- (4) 附属病院のその他法務及びコンプライアンスに関すること。

倫理審査管理室

- (1) 附属病院群における人を対象とする医学系研究に係る審査及び管理等に関すること。

東部医療センター支部

- (1) 東部医療センターにおける人を対象とする医学系研究に係る審査及び管理に関すること。

西部医療センター支部

- (1) 西部医療センターにおける人を対象とする医学系研究に係る審査及び管理に関すること。

みどり市民病院支部

- (1) みどり市民病院における人を対象とする医学系研究に係る審査及び管理に関すること。

みらい光生病院支部

- (1) みらい光生病院における人を対象とする医学系研究に係る審査及び管理に関すること。

リハビリテーション病院支部

- (1) リハビリテーション病院における人を対象とする医学系研究に係る審査及び管理に関すること。

診療科

- (1) 附属病院の臨床医学の教育及び研究並びに診療に関すること。
- (2) 附属病院の身体検査及び保健指導に関すること。
- (3) 附属病院の患者飲食物の検査及び分析に関すること。
- (4) 附属病院の機械器具その他の物品の保全に関すること。
- (5) 附属病院のその他診療に関すること。

救急災害医療センター

- (1) 救急災害医療センターの運営に関すること。

診療技術部

臨床検査技術科

主幹（臨床検査）

- (1) 附属病院の臨床検査に関すること。

主査（統括）（２）

- (1) 附属病院の臨床検査全般の運営管理に関すること。
- (2) 附属病院の臨床検査技師の人材育成に関すること。
- (3) 附属病院の治験及び臨床研究の調整に関すること。
- (4) 附属病院の機械器具その他の物品の保全に関すること。

主査（化学・血液検査）

- (1) 附属病院の理化学検査に関すること。
- (2) 附属病院の免疫血清検査に関すること。
- (3) 附属病院の血液検査に関すること。
- (4) 附属病院の遺伝子検査に関すること。

主査（輸血・緊急検査）

- (1) 附属病院の中央臨床検査部の分掌事務のうち、輸血及び病院長の命ずる緊急を要する検査に関すること。
- (2) 附属病院の輸血用血液の受払及び保管に関すること。
- (3) 附属病院の輸血用血液の検査及び試験に関すること。
- (4) 附属病院のその他臨床検査及び輸血に関すること。

主査（採血・一般検査）

- (1) 附属病院の中央採血に関すること。
- (2) 附属病院の一般検査に関すること。

主査（微生物検査）

- (1) 附属病院の微生物検査に関すること。
- (2) 附属病院内感染防止に係る検査に関すること。

主査（病理検査）

- (1) 附属病院の病理組織検査に関すること。
- (2) 附属病院の遊離細胞の検査に関すること。
- (3) 附属病院の標本の管理に関すること。
- (4) 附属病院の内視鏡医療センターの検査に関すること。

主査（生理機能検査）

- (1) 附属病院の生理機能検査に関すること。
- (2) 附属病院の睡眠医療センターの検査に関すること。

リハビリテーション技術科

理学療法係

- (1) 附属病院の理学療法に関すること。
- (2) 附属病院のその他リハビリテーションに関すること。

機能訓練係

- (1) 附属病院の運動療法に関すること。
- (2) 附属病院の特殊機器による機能回復に関すること。

作業療法係

- (1) 附属病院の作業療法に関すること。

放射線技術科

撮影技術係

- (1) 附属病院のエックス線診断に伴う透視及び撮影の技術に関すること。
- (2) 附属病院の機械器具その他の物品の保全に関すること。
- (3) 附属病院の放射性同位元素による検査及び治療技術に関すること。
- (4) 附属病院の放射性同位元素の管理及び測定に関すること。
- (5) 附属病院の放射性同位元素に係る諸施設の管理及び汚染廃棄物の処理に関すること。
- (6) 附属病院の特殊画像診断の技術に関すること。
- (7) 附属病院の職員の被ばく管理に関すること。
- (8) 附属病院のその他放射線に関すること。

主査（R I 検査）

- (1) 附属病院の放射性同位元素による検査及び治療技術に関すること。
- (2) 附属病院の放射性同位元素の管理及び測定に関すること。
- (3) 附属病院の放射性同位元素に係る諸施設の管理及び汚染廃棄物の処理に関すること。
- (4) 附属病院のその他放射性同位元素に関すること。

主査（MR・CT検査）（2）

- (1) 附属病院の特殊画像診断のうちMR検査及びCT検査に関すること。

- (2) 附属病院のMR装置の安全使用に関すること。
- (3) 附属病院の三次元画像処理の技術及び管理に関すること。

治療技術係

- (1) 附属病院のエックス線、ガンマー線及び電子線による治療技術に関すること。
- (2) 附属病院の放射線測定に関すること。

臨床工学技術科

臨床工学係

- (1) 附属病院の臨床工学技術の提供に関すること。
- (2) 附属病院の医療機器の保守点検及び整備に関すること。
- (3) 附属病院の医療機器の安全利用及び教育に関すること。
- (4) 附属病院の病院に係る機械器具その他の物品の保全及び修理に関すること。

主査（技術・人材育成）

- (1) 附属病院の臨床工学技術の向上に関すること。
- (2) 附属病院の臨床工学技士の人材育成に関すること。

診療技術科

診療技術係

- (1) 附属病院の視能訓練に関すること。
- (2) 附属病院の歯科医療の支援に関すること。

栄養管理科

栄養管理係

- (1) 附属病院の入院患者の食事の提供に関すること。
- (2) 附属病院の入院患者の栄養管理に関すること。
- (3) 附属病院の患者の栄養指導及び栄養相談に関すること。
- (4) 附属病院の栄養に係るチーム医療に関すること。
- (5) 附属病院の食品材料に関すること。
- (6) 附属病院の栄養実習生の指導に関すること。
- (7) 附属病院のその他栄養に関すること。

臨床心理科

臨床心理係

- (1) 附属病院の臨床心理査定及び面接に関すること。

中央臨床検査部

- (1) 附属病院における臨床検査全般に関すること。
- (2) 附属病院の臨床検査に関する研究に関すること。

リハビリテーション部

- (1) 附属病院のリハビリテーション全般に関すること。
- (2) 附属病院のリハビリテーションに関する研究に関すること。

中央放射線部

- (1) 附属病院における放射線検査及び治療等全般に関すること。
- (2) 附属病院の放射線検査及び治療に関する研究に関すること。

中央手術部

- (1) 附属病院の手術室及び附属施設の管理及び運営に関すること。
- (2) 附属病院のテレビジョン装置その他施設設備の管理及び運営に関すること。
- (3) 附属病院の機械器具その他の物品の保全に関すること。

集中治療センター

- (1) 附属病院の集中治療に関すること。

集中治療部

- (1) 附属病院の重症患者の集中治療に関すること。
- (2) 附属病院の施設設備の管理に関すること。
- (3) 附属病院の機械器具その他の物品の保全に関すること。

救急集中治療部

- (1) 附属病院の重症救急患者の集中治療に関すること。
- (2) 附属病院の施設設備の管理に関すること。
- (3) 附属病院の機械器具その他の物品の保全に関すること。

急性心臓疾患治療部

- (1) 附属病院の急性心臓疾患患者の集中治療に関すること。
- (2) 附属病院の施設設備の管理に関すること。
- (3) 附属病院の機械器具その他の物品の保全に関すること。

周産期母子医療センター

- (1) 附属病院の周産期における妊産じょく婦、胎児及び新生児の医学的管理（監視、診療、分べん介助、保育等をいう。）に関すること。
- (2) 附属病院の妊産じょく婦及び新生児の保健指導に関すること。
- (3) 附属病院の施設設備の管理に関すること。
- (4) 附属病院の機械器具その他の物品の保全に関すること。

血液浄化センター

- (1) 附属病院の透析療法に関すること。
- (2) 附属病院の施設設備の管理に関すること。
- (3) 附属病院の機械器具その他の物品の保全に関すること。

内視鏡医療センター

- (1) 附属病院における内視鏡による検査及び治療に関すること。
- (2) 附属病院の内視鏡検査及び治療に関する研究に関すること。
- (3) 附属病院の施設設備の管理に関すること。
- (4) 附属病院の機械器具その他の物品の保全に関すること。

病理診断部

- (1) 附属病院における病理組織検査全般に関すること。
- (2) 附属病院の病理解剖に関すること。
- (3) 附属病院の病理診断等に関する研究に関すること。
- (4) 附属病院の施設設備の管理に関すること。
- (5) 附属病院の機械器具その他の物品の保全に関すること。

救命救急センター

- (1) 附属病院の救急患者の診療に関すること。
- (2) 附属病院の救命救急研修に関すること。
- (3) 附属病院の施設設備の管理に関すること。
- (4) 附属病院の機械器具その他の物品の保全に関すること。
- (5) 附属病院の救命患者の診療に係る部門間の調整に関すること。

臨床遺伝医療部

- (1) 附属病院の臨床遺伝医療に関すること。
- (2) 附属病院の施設設備の管理に関すること。

- (3) 附属病院の機械器具その他の物品の保全に関する事。

がん診療・包括ケアセンター

- (1) 附属病院のがん診療に係る部門間の調整に関する事。
- (2) 附属病院のがん診療に係る企画及び調整に関する事。

臨床腫瘍部

- (1) 附属病院の化学療法に関する事。
- (2) 附属病院の施設設備の管理に関する事。
- (3) 附属病院の機械器具その他の物品の保全に関する事。

緩和ケアセンター

- (1) 附属病院の精神腫瘍学（サイコオンコロジー）の推進に関する事。
- (2) 附属病院の緩和ケア診療に関する事。
- (3) 附属病院の緩和ケア相談窓口の運営に関する事。
- (4) 附属病院の緩和ケア専門医療スタッフとの連携、育成に関する事。
- (5) 附属病院の地域との連携と医療従事者への教育、研修及び情報提供に関する事。

がんゲノム医療部

- (1) 附属病院の遺伝子パネル検査に関する事。
- (2) 附属病院のがんゲノム外来に関する事。
- (3) 附属病院のエキスパートパネルの運営に関する事。
- (4) 附属病院のその他がんゲノム医療に関する事。

がん医療支援部

- (1) 附属病院のがん登録に関する事。
- (2) 附属病院のがん患者の就学・就労支援に関する事。
- (3) 附属病院のがん地域連携パスに関する事。
- (4) 附属病院のその他がん患者の支援に関する事。

乳がん治療・乳房再建センター

- (1) 附属病院の乳がん患者の診療に関する事。
- (2) 附属病院のその他乳がん治療・乳房再建に係る部門間の調整に関する事。

肝疾患センター

- (1) 附属病院の肝疾患相談室の運営に関すること。
- (2) 附属病院の連絡協議会の運営に関すること。
- (3) 附属病院の肝炎診療従事者及び専門医療従事者への研修の計画実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げる事項における附属病院内の連絡調整に関すること。

睡眠医療センター

- (1) 附属病院の睡眠障害の診療研究に関すること。
- (2) 附属病院の施設設備の管理に関すること。
- (3) 附属病院の機械器具その他の物品の保全に関すること。

薬剤部

主査（薬務調剤）（2）

- (1) 附属病院の調剤・製剤に関すること。
- (2) 附属病院の薬品の需給計画、検査、受払及び保管に関すること。
- (3) 附属病院の衛生材料（日本薬局方に収められているものに限る。）の購入、受払及び保管に関すること。
- (4) 附属病院の機械器具その他の物品の保全に関すること。
- (5) 附属病院の薬品等の化学検査に関すること。
- (6) 附属病院の麻薬及び覚せい剤の取扱いに関すること。
- (7) 附属病院の注射薬の調製に関すること。
- (8) 附属病院のその他薬事に関すること。

主査（医薬品情報）

- (1) 附属病院の医薬品情報の管理、収集、評価、加工及び提供に関すること。
- (2) 附属病院の試験研究に使用する医薬品に関する管理、供給及び連絡調整に関すること。

主査（化学療法）

- (1) 附属病院の抗がん剤の管理及び適正使用に関すること。
- (2) 附属病院の注射用抗がん剤の調製に関すること。
- (3) 附属病院のその他化学療法に関すること。

主査（病棟薬剤）

- (1) 附属病院の病棟における薬剤に係る業務に関すること。

- (2) 附属病院のチーム医療における薬剤師の活動に関する事。

主査（地域医療連携）

- (1) 附属病院の地域医療連携に関する事。
- (2) 附属病院の入院患者の持参薬の管理に関する事。
- (3) 附属病院のその他、患者サポートセンターでの業務に関する事。

輸血・細胞療法部

- (1) 附属病院の輸血システムの企画、開発及び調整に関する事。
- (2) 附属病院の輸血情報の臨床応用及び輸血に係る技術管理に関する事。

不育・不妊センター

- (1) 附属病院の不育症及び不妊症に係る診療及び相談に関する事。
- (2) 附属病院の不育症を中心としたヒト生殖メカニズム解明に係る臨床研究に関する事。

いたみセンター

- (1) 附属病院の慢性疼痛患者の治療に関する事。
- (2) 附属病院のその他慢性疼痛治療に係る医療スタッフの連携、育成に関する事。

地域包括ケア推進・研究センター

- (1) 附属病院の医療・介護の連携推進に係る支援及び人材育成に関する事。
- (2) 附属病院の健康づくり及び予防医療に係る研究に関する事。

災害対策医療支援部

- (1) 附属病院の災害医療体制の整備に関する事。
- (2) 附属病院の災害医療に係る教育及び研究に関する事。

総合研修センター

- (1) 附属病院の初期臨床研修に関する事。
- (2) 附属病院の医師の専門研修に関する事。
- (3) 附属病院のその他卒後臨床研修に関する事。

臨床教育シミュレーションセンター

- (1) 附属病院の医療従事者の臨床技能の習得及び向上に関する事。
- (2) 附属病院の臨床におけるシミュレーション研修の受入れに関する事。
- (3) 附属病院の災害救急医療指導及び普及活動に関する事。

- (4) 附属病院の災害医療シミュレーション教育に関すること。
- (5) 附属病院のその他臨床におけるシミュレーション研修に関すること。

物品供給センター

- (1) 附属病院の医療用器械器具の需給計画、検査、受払及び保管に関すること。
- (2) 附属病院の衛生材料の需給計画及び検査に関すること（他科部課室系の主管に属するものを除く。）。
- (3) 附属病院の衛生材料の受払及び保管に関すること。
- (4) 附属病院の入院患者用寝具の供給に関すること。
- (5) 附属病院の医療用器械器具の洗浄、消毒その他整備に関すること。
- (6) 附属病院の機械器具その他の物品の保全に関すること。

地域医療連携センター

- (1) 附属病院の患者に関する他の医療機関との連絡調整に関すること。
- (2) 附属病院の転院支援及び退院支援に関すること。
- (3) 附属病院の在宅療養及び在宅介護の支援に関すること。
- (4) 附属病院の患者の入院に関すること。
- (5) 附属病院の病床の管理に関すること。
- (6) 附属病院の患者の相談支援に関すること。

地域医療連携室

地域医療連携係

- (1) 附属病院の患者に関する他の医療機関との連絡調整に関すること。
- (2) 附属病院の転院支援及び退院支援に関すること。
- (3) 附属病院の在宅療養及び在宅介護の支援に関すること。
- (4) 附属病院の患者の相談支援に関すること。
- (5) 附属病院のその他地域医療連携に関すること。

主査（退院支援）

- (1) 附属病院の転院支援及び退院支援に関すること。
- (2) 附属病院の在宅療養及び在宅介護の支援に関すること。

主査（診療連携）

- (1) 附属病院の患者に関する他の医療機関との連絡調整の手続に関すること。

主査（相談支援）

- (1) 附属病院の医療社会事業に関すること。
- (2) 附属病院の患者相談窓口に関すること。
- (3) 附属病院の肝疾患相談室に関すること。
- (4) 附属病院のがん相談支援センターに関すること。
- (5) 附属病院の患者情報ライブラリーに関すること。
- (6) 附属病院内学級に関すること。
- (7) 附属病院のその他患者の相談支援に関すること。

地域医療教育研究センター

- (1) 附属病院の関連病院との医師等の人事交流に関すること。

医療安全管理部

医療安全管理課

- (1) 附属病院の医療安全に関する情報の把握、分析及び評価に関すること。
- (2) 附属病院の医療安全に関する教育、指導及び連絡調整に関すること。
- (3) 附属病院のその他医療安全対策の推進に関すること。
- (4) 附属病院のその他医療に係る安全管理に関すること。

主査（医薬品安全管理）

- (1) 附属病院の医薬品安全管理に関する情報の把握、分析及び対応に関すること。
- (2) 附属病院の医薬品安全管理に関する教育、指導及び連絡調整に関すること。
- (3) 附属病院のその他医薬品安全管理に関すること。

主査（医療安全）

- (1) 附属病院の医療安全に関する情報の把握、分析及び対応に関すること。
- (2) 附属病院の医療安全に関する教育、指導及び連絡調整に関すること。
- (3) 附属病院のその他医療に係る安全管理に関すること。

医療の質管理部

医療の質管理課

- (1) 附属病院の質指標の設定に関すること。
- (2) 附属病院の質指標の収集、分析及び評価に関すること。

(3) 未承認新規医薬品等評価部門及び高難度新規医療技術評価部門に関する
こと。

(4) 附属病院のその他医療の質の向上の推進に関すること。

主査（未承認新規医薬品等評価）

(1) 附属病院の質指標の設定に関すること。

(2) 附属病院の質指標の収集、分析及び評価に関すること。

(3) 附属病院の未承認新規医薬品等評価部門に関すること。

主査（医療の質）

(1) 附属病院の質指標の設定に関すること。

(2) 附属病院の質指標の収集、分析及び評価に関すること。

(3) 附属病院の高難度新規医療技術評価部門に関すること。

感染制御部

主査（感染対策）

(1) 附属病院内感染に関する情報の把握、分析及び評価に関すること。

(2) 附属病院内感染に関する教育、指導及び連絡調整に関すること。

(3) 附属病院の職員の感染予防に関すること。

(4) 附属病院のその他感染対策についての諸施策の推進に関すること。

臨床研究戦略部

(1) 附属病院群における臨床研究戦略の企画に関すること。

(2) 附属病院群における臨床研究の統括及び推進に関すること。

(3) 附属病院群における臨床研究に係る連絡・調整に関すること。

先端医療開発連携センター

(1) 附属病院群における人を対象とする医学系研究の支援及び教育・啓発等
に関すること。

医療デザイン研究センター

(1) 附属病院の研究・開発事業に関すること。

(2) 附属病院の研究・開発促進のための人材育成に関すること。

(3) 附属病院のその他センターの目的に資する事業に関すること。

診療情報管理部

(1) 附属病院の診療情報及び診療録の管理に関すること。

- (2) 附属病院の診療情報の統計、分析及び活用に関すること。

戦略企画室

- (1) 附属病院の病院情報（診療情報及び経営情報等）の収集及び分析に関すること。
- (2) 附属病院の収益向上策（診療報酬マネジメント室の項第2号に定めるものを除く。）、費用削減策の企画立案に関すること。
- (3) 附属病院の基本戦略企画に関すること。

情報発信・広報戦略室

- (1) 附属病院の広報戦略の立案に関すること。
- (2) 附属病院の関係省庁等からの情報収集及び他科部課室係への情報提供に関すること。

診療報酬マネジメント室

- (1) 附属病院の医療保険事務の適正化の推進に関すること。
- (2) 附属病院の診療収入の増加等に係る分析及び企画立案に関すること。
- (3) 附属病院の診療報酬制度に係る研究、指導及び人材育成に関すること。

臨床栄養管理室

- (1) 附属病院の患者に係る食事の提供、栄養管理及び栄養療法に関すること。
- (2) 附属病院の栄養に係るチーム医療に関すること。
- (3) 附属病院のその他栄養に関すること。

臨床工学室

- (1) 附属病院の臨床工学業務の調整に関すること。
- (2) 附属病院の医療機器の安全管理に関すること。

臨床心理室

- (1) 附属病院の心理検査の実施に関すること。
- (2) 附属病院の心理療法の実施に関すること。
- (3) 附属病院の医療心理に係るチーム医療に関すること。

看護部

- (1) 附属病院の患者及び妊産じょく婦の療養上の世話及び診療の介助に関すること。
- (2) 附属病院の助産に関すること。

- (3) 附属病院の出生児の保育及び保健指導に関すること。
- (4) 附属病院の入院患者の保健指導及び環境管理に関すること。
- (5) 附属病院の器械器具その他の物品の保全に関すること。
- (6) 附属病院の入院患者付添人及び見舞客の規制に関すること。
- (7) 附属病院の看護実習生の指導及びその他看護に関すること。

主査（感染対策）

- (1) 附属病院内感染に関する情報の把握、分析及び評価に関すること。
- (2) 附属病院内感染に関する教育、指導及び連絡調整に関すること。
- (3) 附属病院の職員の感染予防に関すること。
- (4) 附属病院のその他感染対策についての諸施策の推進に関すること。

医療人連携・育成センター

- (1) 附属病院群の医療人材のキャリア相談・支援及びスキルアップの体制整備に関すること。
- (2) 附属病院群における医師臨床研修に関すること。
- (3) 附属病院群におけるメディカルスタッフの人事交流の仕組みの構築に関すること。

働き方改革推進部

- (1) 附属病院の医師の働き方改革推進の総括に関すること。
- (2) 附属病院の医療従事者の労働環境改善及び健康管理の総括に関すること。

高精度放射線治療センター

- (1) 附属病院の高精度放射線治療センターの運営に関すること。

無痛分娩センター

- (1) 附属病院の無痛分娩センターの運営に関すること。

国際医療連携部

- (1) 附属病院の外国人患者の診療受入れに関すること。
- (2) 附属病院の海外との医療連携及び診療受入れに係るコーディネートに関すること。

周術期ケアセンター

- (1) 附属病院の周術期ケアセンターの運営に関すること。

低侵襲手術センター

- (1) 附属病院の低侵襲手術センターの運営に関する事。

肥満症治療センター

- (1) 附属病院の肥満症治療センターの運営に関する事。

漢方医学センター

- (1) 附属病院の漢方医学センターの運営に関する事。

脳神経機能再生センター

- (1) 附属病院の脳神経機能再生センターの運営に関する事。

心臓弁膜症センター

- (1) 附属病院の心臓弁膜症センターの運営に関する事。

メラノーマ・血管肉腫センター

- (1) 附属病院のメラノーマ・血管肉腫センターの運営に関する事。

食道疾患センター

- (1) 附属病院の食道疾患センターの運営に関する事。

副腎腫瘍センター

- (1) 附属病院の副腎腫瘍センターの運営に関する事。

成人先天性心疾患センター

- (1) 附属病院の成人先天性心疾患センターの運営に関する事。

内視鏡下頭蓋底手術センター

- (1) 附属病院の内視鏡下頭蓋底手術センターの運営に関する事。

こころの発達診療研究センター

- (1) 附属病院のこころの発達診療研究センターの運営に関する事。

膝疾患センター

- (1) 附属病院の膝疾患センターの運営に関する事。

HCUセンター

- (1) 附属病院のHCUセンターの運営に関する事。

病院管理部

主幹（E-ステーションの運営）

- (1) 附属病院の救急災害医療に関わる人材の教育訓練に関する事。
- (2) 附属病院の大規模災害訓練等に係る消防局との調整に関する事。
- (3) 附属病院のドクターカー及び救急車の運用に関する事。

(4) 附属病院のその他E-ステーションの運営に関する事。

主幹（診療報酬マネジメント）

(1) 附属病院の医療保険事務の適正化の推進に関する事。

(2) 附属病院の診療収入の増加等に係る分析及び企画立案に関する事。

(3) 附属病院の診療報酬制度に係る研究、指導及び人材育成に関する事。

(4) 附属病院の診療情報の管理に関する事。

管理課

(1) 附属病院内他科部課室係との連絡に関する事。

(2) 附属病院の組織及び定員管理の取りまとめに関する事。

(3) 医学研究科及び附属病院の職員（医学部事務課が所管する者を除く。）
の人事の取りまとめに関する事。

(4) 附属病院の安全衛生及び福利厚生を取りまとめに関する事。

(5) 附属病院の文書の取扱い及び公印の管守に関する事。

(6) 附属病院の事務手続の総括に関する事。

(7) 附属病院の医師の働き方改革推進に関する事。

(8) 附属病院の医療従事者の労働環境改善及び健康管理に関する事。

(9) 附属病院の給与その他労働関係規程に基づく事務手続の取りまとめに
関する事。

(10) 附属病院の施設の警備及び災害対策に関する事。

(11) 医学研究科及び附属病院の施設の管理及び営繕に関する事。

(12) 医学研究科及び附属病院の施設の工事の契約及び検査に関する事。

(13) 医学研究科及び附属病院の施設に係る工事用材料の管理に関する事。

(14) 構内交換電話に関する事。

(15) 医学研究科及び附属病院の施設使用に係る収納に関する事。

(16) 附属病院の臨床研修に関する事。

(17) 附属病院の職員の研修及び人材育成に関する事。

(18) 医療人連携・育成センターの庶務に関する事。

(19) 救急災害医療センターの運用準備に関する事。

(20) 附属病院の放射線防護マネジメントシステムの管理運営に関する事。

(21) 附属病院の放射線に関する文書及び諸記録の整理保管に関する事。

- (22) 附属病院の放射線被ばく管理及び防護に関すること。
- (23) 附属病院の厚生労働省が所管する法令に基づく安全管理に関すること。
- (24) 附属病院において他科部課室の主管に属しないこと。

E ステーション運営室

- (1) 附属病院の救急災害医療に関わる人材の教育訓練に関すること。
- (2) 附属病院の大規模災害訓練等に係る消防局との調整に関すること。
- (3) 附属病院のドクターカー及び救急車の運用に関すること。
- (4) 附属病院のその他 E ステーションの運営に関すること。

主査（E ステーションの運営）

- (1) 附属病院の救急災害医療に関わる人材の教育訓練に関すること。
- (2) 附属病院の大規模災害訓練等に係る消防局との調整に関すること。
- (3) 附属病院のドクターカー及び救急車の運用に関すること。
- (4) 附属病院のその他 E ステーションの運営に関すること。

経営課

経営係

- (1) 附属病院の経営に係る調査及び財務分析に関すること。
- (2) 附属病院の経営改善に係る計画に関すること。
- (3) 医学研究科及び附属病院に係る予算の執行管理に関すること。
- (4) 附属病院の予算及び決算に関すること。
- (5) 名古屋市立大学病院さくら基金の受入れに関すること。
- (6) 他係の主管に属しないこと。

契約調達係

- (1) 医学研究科及び附属病院の物品の購入契約に関すること。
- (2) 医学研究科及び附属病院に係る物品供給に関すること。
- (3) 医学研究科及び附属病院に係る物品購入に関すること。
- (4) 医学研究科及び附属病院に係る物品管理の調整に関すること。
- (5) その他医学研究科及び附属病院の契約及び調達全般に関すること。

主査（戦略企画）

- (1) 附属病院の情報（診療情報、経営情報等）の収集及び分析に関すること。
- (2) 医療提供体制の基本戦略の立案と評価に関すること。

(3) 収益向上策（病院管理部主幹（診療報酬マネジメント）の項第2号及び病院管理部医事課主査（保険・診療情報管理）の項第3号に定めるものを除く。）、「費用削減策、収益等の配分計画の企画立案に関すること。

(4) 附属病院改革の企画立案に関すること。

(5) 附属病院の対外基本戦略（病院の営業活動及び広報活動）の立案に関すること。

(6) 附属病院の寄附に関すること。

(7) その他附属病院の経営改善に関すること。

主査（経理）

(1) 附属病院の中期目標、中期計画及び名市大未来プラン並びに事業報告に関すること。

(2) 附属病院の予算及び決算に関すること。

(3) その他経理に関すること。

医事課

医事係

(1) 附属病院の診療収入等の収納に関すること。

(2) 附属病院の患者の診療費の請求に関すること。

(3) 附属病院の医療保険事務の手續に関すること。

(4) 附属病院の外来患者の受付及び診療券の発行に関すること。

(5) 附属病院の診断書等の証明に関すること。

(6) 患者等の附属病院内における案内に関すること。

(7) 附属病院の診療情報の管理に関すること。

(8) 附属病院の患者サービスの向上に関すること。

(9) 附属病院の肝疾患診療連携拠点病院としての運営に関すること（肝疾患相談室に関するものを除く。）。

(10) 附属病院の地域がん診療連携拠点病院としての運営に関すること（がん相談支援センターに関するものを除く。）。

(11) 他係の主管に属しないこと。

情報システム係

(1) 医学部等に係る電算処理システムの開発、維持及び管理に関すること。

(2) 医学部等に係る電子情報の保護及び管理に関すること。

主査（医師事務作業補助者管理等）

(1) 附属病院の医師事務作業補助者の労務管理、業務調整に関すること。

(2) 附属病院の医師事務作業補助者の業務拡充に係る調整に関すること。

主査（保険・診療情報管理）

(1) 附属病院の医療保険事務の手續に関すること。

(2) 附属病院の診療情報の管理に関すること。

(3) 附属病院の診療収入の増加等に係る分析及び企画立案に関すること。

臨床研究推進課

(1) 臨床研究に係る管理・運営事務に関すること。

(2) 臨床研究に係る啓発及び教育に関すること。

(3) 臨床研究に係る倫理審査委員会その他の会議に関すること。

(4) 臨床研究の支援及び相談に関すること。

(5) 臨床研究中核病院に係る企画及び連絡調整等に関すること。

第30条 東部医療センターの組織の分掌事務は、次のとおりとする。

心臓血管センター

(1) 東部医療センターの心臓血管センターの運営に関すること。

脳血管センター

(1) 東部医療センターの脳血管センターの運営に関すること。

先進がん治療センター

(1) 東部医療センターの先進がん治療センターの運営に関すること。

化学療法センター

(1) 東部医療センターの化学療法センターの運営に関すること。

内視鏡センター

(1) 東部医療センターの内視鏡センターの運営に関すること。

リウマチ・骨粗鬆症センター

(1) 東部医療センターのリウマチ・骨粗鬆症センターの運営に関すること。

摂食嚥下センター

(1) 東部医療センターの摂食嚥下センターの運営に関すること。

血液浄化療法センター

- (1) 東部医療センターの血液浄化療法センターの運営に関する事。

眼科・レーザー治療センター

- (1) 東部医療センターの眼科・レーザー治療センターの運営に関する事。

声と鼻のセンター

- (1) 東部医療センターの声と鼻のセンターの運営に関する事。

集中治療センター

- (1) 東部医療センターの集中治療センターの運営に関する事。

救命救急センター

- (1) 東部医療センターの救命救急センターの運営に関する事。

感染症センター

- (1) 東部医療センターの感染症センターの運営に関する事。

地域医療連携センター

- (1) 東部医療センターの地域医療連携センターの運営に関する事。

患者相談支援センター

- (1) 東部医療センターの患者相談支援センターの運営に関する事。

臨床研修センター

- (1) 東部医療センターの臨床研修センターの運営に関する事。

物品管理センター

- (1) 東部医療センターの物品管理センターの運営に関する事。

診療科

- (1) 東部医療センターの患者の診療に関する事。
- (2) 東部医療センターの医学の予防及び研究に関する事。
- (3) 東部医療センターの医学的検査及び保健指導に関する事。
- (4) 東部医療センターの診療用及び検査用の器具機械の整備保管に関する事。

病理診断科

- (1) 東部医療センターの病理検査に関する事。
- (2) 東部医療センターの病理検査に必要な器具機械の整備保管に関する事。

中央検査科

検査係

- (1) 東部医療センターの病原体及び血清検査に関すること。
- (2) 東部医療センターの化学及び生理の検査に関すること。
- (3) 東部医療センターの前2号の検査に必要な器具機械の整備保管及び検査室の管理に関すること。

主査

- (1) 東部医療センターの病原体及び血清検査に関すること。
- (2) 東部医療センターの化学及び生理の検査に関すること。
- (3) 東部医療センターの前2号の検査に必要な器具機械の整備保管及び検査

中央手術部

- (1) 東部医療センターの手術室及び附属施設の運営に関すること。
- (2) 東部医療センターの手術用器具機械の整備保管に関すること。

中央放射線部

画像技術係

- (1) 東部医療センターの画像診断領域の技術に関すること。
- (2) 東部医療センターの放射線検査に関する文書及び諸記録の整理保管に関すること。
- (3) 東部医療センターの医療被ばく管理及び防護に関すること。
- (4) 東部医療センターの厚生労働省が所管する法令に基づく安全管理に関すること。
- (5) 東部医療センターのその他放射線検査運用に関すること。

治療・核医学技術係

- (1) 東部医療センターの放射線治療技術に関すること。
- (2) 東部医療センターの放射性同位元素による検査及び治療技術に関すること。
- (3) 東部医療センターの管理区域における放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定に関すること。
- (4) 東部医療センターの原子力規制委員会が所管する法令に基づく安全管理に関すること。

主査

- (1) 東部医療センターの放射線機器安全管理に関すること。

- (2) 東部医療センターの放射線情報システムの管理に関する事。
- (3) 東部医療センターの診療放射線技師育成その他の教育及び研究に関する事。
- (4) 東部医療センターの放射線業務従事者の被ばく管理に関する事。

薬剂部

- (1) 東部医療センターの調剂及び製剂に関する事。
- (2) 東部医療センターの薬品等の化学検査に関する事。
- (3) 東部医療センターの薬品の検収及び出納保管に関する事。
- (4) 東部医療センターの薬品に関する器具機械の整備保管及び薬剂室の管理に関する事。
- (5) 東部医療センターの医薬品情報の管理に関する事。
- (6) 東部医療センターの試験研究に使用する医薬品の管理に関する事。
- (7) 東部医療センターの病棟薬剂業務に関する事。
- (8) 東部医療センターの医薬品に関する医療安全に関する事。
- (9) 東部医療センターのがん化学療法に関する事。
- (10) 東部医療センターの薬剂師が関わる多職種連携の医療に関する事。
- (11) 東部医療センターの薬剂師の育成その他の教育及び研究に関する事。

主査（医薬品情報管理）

- (1) 東部医療センターの医薬品情報の管理に関する事。
- (2) 東部医療センターの試験研究に使用する医薬品の管理に関する事。
- (3) 東部医療センターの薬剂に関する外部との連携に関する事。
- (4) 東部医療センターの研究に関する事。
- (5) 東部医療センターのその他薬事に関する事。

主査（薬務）

- (1) 東部医療センターの薬品の需給計画、検査、受払及び保管に関する事。
- (2) 東部医療センターの機械器具その他の物品の保全に関する事。
- (3) 東部医療センターの研究に関する事。
- (4) 東部医療センターのその他薬事に関する事。

主査（調剂）

- (1) 東部医療センターの調剂及び製剂に関する事。

- (2) 東部医療センターの薬品に関する器具機械の整備保管及び薬剤室の管理に関すること。
- (3) 東部医療センターの麻薬及び覚せい剤原料の取扱いに関すること。
- (4) 東部医療センターの研究に関すること。
- (5) 東部医療センターのその他薬事に関すること。

主査（化学療法）

- (1) 東部医療センターのがん化学療法に関すること。
- (2) 東部医療センターの外来化学療法に関すること。
- (3) 東部医療センターの外来薬物療法に関すること。
- (4) 東部医療センターの研究に関すること。
- (5) 東部医療センターのその他薬事に関すること。

主査（病棟薬剤）

- (1) 東部医療センターの薬剤管理指導に関すること。
- (2) 東部医療センターの病棟薬剤業務に関すること。
- (3) 東部医療センターの入院薬物療法に関すること。
- (4) 東部医療センターの薬物療法に係る地域連携に関すること。
- (5) 東部医療センターの研究に関すること。
- (6) 東部医療センターのその他薬事に関すること。

リハビリテーション技術科

リハビリテーション係

- (1) 東部医療センターの理学療法に関すること。
- (2) 東部医療センターの作業療法に関すること。
- (3) 東部医療センターの言語聴覚療法に関すること。
- (4) 東部医療センターのその他リハビリテーションに関すること。

臨床工学技術科

臨床工学係

- (1) 東部医療センターの生命維持管理装置の操作及び保守点検に関すること。
- (2) 東部医療センターのその他の医療機器の保守管理に関すること。

栄養管理科

- (1) 東部医療センターの患者に係る食事の提供、栄養管理及び栄養療法に関

すること。

- (2) 東部医療センターの栄養に係るチーム医療に関すること。
- (3) 東部医療センターのその他栄養に関すること。

臨床工学室

- (1) 東部医療センターの臨床工学業務の調整に関すること。
- (2) 東部医療センターの医療機器の安全管理に関すること。

診療技術科

栄養管理係

- (1) 東部医療センターの入院患者の栄養管理に関すること。
- (2) 東部医療センターの入院患者及び外来患者の栄養指導及び栄養相談に関すること。
- (3) 東部医療センターの入院患者の食事の提供に関すること。
- (4) 東部医療センターの食品材料の購入及び保管に関すること。
- (5) 東部医療センターの機械器具その他の物品の保全に関すること。
- (6) 東部医療センターのその他栄養管理及び食事の提供に関すること。

診療技術係

- (1) 東部医療センターの視能訓練に関すること。
- (2) 東部医療センターの歯科医療の支援に関すること。
- (3) 東部医療センターの臨床心理査定及び面接に関すること。
- (4) 東部医療センターの救急医療の支援に関すること。

看護部

- (1) 東部医療センターの患者及び妊産じょく婦の療養上の世話及び診療の介助に関すること。
- (2) 東部医療センターの助産に関すること。
- (3) 東部医療センターの出生児の保育及び保健指導に関すること。
- (4) 東部医療センターの入院患者の保健指導及び環境管理に関すること。
- (5) 東部医療センターの入院患者付添人及び見舞客の規制に関すること。
- (6) 東部医療センターの器具機械の整備保管並びに診療室、手術室、病室及び中央材料室の管理に関すること。
- (7) 東部医療センターの看護実習生の指導に関すること。

主査（認知症ケア）

- (1) 東部医療センターの認知症ケアに関する事。

主査（HCU）

- (1) 東部医療センターのHCUに関する事。

主査（放射線・内視鏡検査）

- (1) 東部医療センターの放射線・内視鏡検査に関する事。

地域医療連携・相談支援室

- (1) 東部医療センターの地域医療連携に関する事。
- (2) 東部医療センターの患者の相談支援に関する事。
- (3) 東部医療センターの患者等の院内における案内及び相談に関する事。
- (4) 東部医療センターの患者のがん相談に関する事。

主幹（地域医療連携）

- (1) 東部医療センターの地域医療連携に関する事。

主幹（患者相談支援）

- (1) 東部医療センターの患者の相談支援に関する事。
- (2) 東部医療センターの患者等の院内における案内及び相談に関する事。
- (3) 東部医療センターの患者のがん相談に関する事。

主査（診療連携）

- (1) 東部医療センターの診療連携に関する事

主査（退院支援）

- (1) 東部医療センターの転院支援及び入退院支援に関する事。
- (2) 東部医療センターの在宅療養及び在宅介護の支援に関する事。

主査（患者相談支援）

- (1) 東部医療センターの患者の相談支援に関する事。
- (2) 東部医療センターの患者等の院内における案内及び相談に関する事。
- (3) 東部医療センターの患者のがん相談に関する事。

経営戦略室

- (1) 東部医療センターの経営戦略に係る企画立案（東部医療センターの営業活動及び広報活動を含む。）に関する事。
- (2) 東部医療センターの経営戦略に係る指導に関する事。

医療安全管理室

- (1) 東部医療センターの医療に係る安全管理対策の推進に関すること。
- (2) 東部医療センターの医療に係る安全管理についての情報の収集、分析、評価等に関すること。

主幹（医療安全）（２）

- (1) 東部医療センターの医療に係る安全管理対策の推進に関すること。
- (2) 東部医療センターの医療に係る安全管理についての情報の収集、分析、評価等に関すること。

主査（医療安全）（２）

- (1) 東部医療センターの医療に係る安全管理対策の推進に関すること。
- (2) 東部医療センターの医療に係る安全管理についての情報の収集、分析、評価等に関すること。

感染制御室

- (1) 東部医療センターにおける感染に関する情報の把握、分析及び評価に関すること。
- (2) 東部医療センターにおける感染に関する教育、指導及び連絡調整に関すること。
- (3) 東部医療センターの職員の感染予防に関すること。
- (4) 東部医療センターのその他感染対策についての諸施策の推進に関すること。

情報管理室

- (1) 東部医療センターの病院情報システムに関すること。
- (2) 東部医療センターの診療情報の管理に関すること。

主査（病院情報システム等）

- (1) 東部医療センターの病院情報システムに係る企画及び調整に関すること。
- (2) 東部医療センターの診療情報の管理に係る企画及び調整に関すること。

病院管理部

管理課

主幹（東部医療センター病院整備）

- (1) 東部医療センターの整備に関すること。

庶務係

- (1) 東部医療センターの文書の取扱い及び公印の管守に関すること。
- (2) 東部医療センターの人事、労務及び研修に関すること。
- (3) 東部医療センターの給与、福利厚生及び安全衛生に関すること。
- (4) 東部医療センターの医事紛争に関すること。
- (5) 東部医療センター内の連絡調整に関すること。
- (6) 東部医療センターの他科部課室係の主管に属しないこと。

施設管理係

- (1) 東部医療センター施設（他科部課室係の主管に属するものを除く。）の整備、管理及び営繕に関すること。
- (2) 東部医療センターの防災に関すること。

主査（施設）

- (1) 東部医療センター施設（他科部課室係の主管に属するものを除く。）の整備、管理及び営繕に関すること。
- (2) 東部医療センター内設備の改善及び整備計画に関すること。

主査（東部医療センター病院整備）（2）

- (1) 東部医療センターの整備に関すること。

経営課

経営係

- (1) 東部医療センターの予算及び決算に関すること
- (2) 東部医療センターの予算の執行管理に関すること。
- (3) 東部医療センターの経営に係る企画立案及び調整その他経営改善に関すること。
- (4) 東部医療センターの中期目標、中期計画及び名市大未来プラン並びに事業報告に関すること。
- (5) 東部医療センターの広報活動に関すること。
- (6) 東部医療センターの経営指標、支出に関すること。
- (7) 東部医療センターの金銭の出納に関すること。
- (8) 東部医療センターの科学研究費助成事業その他の研究費助成事業に関すること。

- (9) 東部医療センターのあじさい基金に関する事。
- (10) 東部医療センターの寄附に関する事。
- (11) 東部医療センターの物品の購入、検収及び管理その他契約に関する事。

主査（企画広報）

- (1) 東部医療センターの中期目標、中期計画及び名市大未来プラン並びに事業報告に関する事。
- (2) 東部医療センターの対広報活動に関する事。
- (3) 東部医療センターの科学研究費助成事業その他の研究費助成事業に関する事。
- (4) 東部医療センターのあじさい基金に関する事。
- (5) 東部医療センターの寄附に関する事。

主査（経営戦略）

- (1) 東部医療センターの経営に係る企画立案及び調整その他経営改善に関する事。

医事課

医事係

- (1) 東部医療センターの診療に係る事務に関する事。
- (2) 東部医療センターの診療手数料及び使用料の徴収並びに減免、診療報酬及びその他収入に関する事。
- (3) 東部医療センターの診療報酬に係る統計に関する事。

診療情報管理係

- (1) 東部医療センターの診療報酬の請求に係る事務に関する事。
- (2) 東部医療センターの診療情報の登録、統計その他管理に関する事。
- (3) 東部医療センターの医師の事務作業の補助に関する事。
- (4) 東部医療センターのがん診療拠点病院に関する事。

主査（医事企画）

- (1) 東部医療センターの診療報酬の増加等に係る分析及び企画立案に関する事。

情報システム係

(1) 東部医療センター病院情報システムに係る企画及び調整に関すること。

(2) 東部医療センターの診療情報の管理に係る企画及び調整に関すること。

第31条 西部医療センターの組織の分掌事務は、次のとおりとする。

周産期医療センター

(1) 西部医療センターの周産期医療センターの運営に関すること。

小児医療センター

(1) 西部医療センターの小児医療センターの運営に関すること。

(2) 西部医療センターの新生児集中治療室の運営に関すること。

こどもアレルギーセンター

(1) 西部医療センターのこどもアレルギーセンターの運営に関すること。

生殖医療センター

(1) 西部医療センターの生殖医療センターの運営に関すること。

消化器腫瘍センター

(1) 西部医療センターの消化器腫瘍センターの運営に関すること。

呼吸器腫瘍センター

(1) 西部医療センターの呼吸器腫瘍センターの運営に関すること。

乳がん治療センター

(1) 西部医療センターの乳がん治療センターの運営に関すること。

薬物療法センター

(1) 西部医療センターの薬物療法センターの運営に関すること。

内視鏡センター

(1) 西部医療センターの内視鏡センターの運営に関すること。

脊椎センター

(1) 西部医療センターの脊椎センターの運営に関すること。

放射線診療センター

(1) 西部医療センターの放射線診療センターの運営に関すること。

ゲノム医療センター

(1) 西部医療センターのゲノム医療センターの運営に関すること。

緩和ケアセンター

(1) 西部医療センターの緩和ケアセンターの運営に関すること。

陽子線治療センター

- (1) 陽子線治療センターの運営に関する事。

乾癬治療ケアセンター

- (1) 乾癬治療ケアセンターの運営に関する事。

心不全センター

- (1) 心不全センターの運営に関する事。

骨粗しょう症センター

- (1) 骨粗しょう症センターの運営に関する事。

地域医療連携センター

- (1) 西部医療センターの地域医療連携センターの運営に関する事。

臨床研修センター

- (1) 西部医療センターの臨床研修センターの運営に関する事。

臨床研究支援センター

- (1) 西部医療センターの臨床研究支援センターの運営に関する事。

診療科

- (1) 西部医療センターの患者の診療に関する事。
- (2) 西部医療センターの医学の研究に関する事。
- (3) 西部医療センターの医学的検査及び保健指導に関する事。
- (4) 西部医療センターの診療用及び検査用の器具機械の整備保管に関する事。

病理診断科

- (1) 西部医療センターの病理検査に関する事。
- (2) 西部医療センターの病理検査に必要な器具機械の整備保管に関する事。

中央検査科

検査係

- (1) 西部医療センターの病原体及び血清検査に関する事。
- (2) 西部医療センターの病理、化学及び生理の検査に関する事。
- (3) 西部医療センターの前2号の検査に必要な器具機械の整備保管及び検査室の管理に関する事。

主査（検体検査）

- (1) 西部医療センターの検体検査に関すること。

主査（生理検査）

- (1) 西部医療センターの生理検査に関すること。

中央手術部

- (1) 西部医療センターの手術室及び附属施設の運営に関すること。
- (2) 西部医療センターの手術用器具機械の整備保管に関すること。

中央放射線部

画像技術係

- (1) 西部医療センターのエックス線診断に伴う撮影及び透視の技術に関すること。
- (2) 西部医療センターの放射線施設の利用及び放射線器材の整備保守に関すること。
- (3) 西部医療センターの放射線機器接続の放射線情報システムの運営管理に関すること。
- (4) 西部医療センターの放射線に関する文書及び諸記録の整理保管に関すること。
- (5) 西部医療センターの放射線被ばく管理及び防護に関すること。
- (6) 西部医療センターの厚生労働省が所管する法令に基づく管理に関すること。
- (7) 西部医療センターのその他放射線に関すること。

治療・核医学技術係

- (1) 西部医療センターの放射線治療技術に関すること。
- (2) 西部医療センターの放射性同位元素による検査及び治療技術に関すること。
- (3) 西部医療センターの放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定に関すること。
- (4) 西部医療センターの原子力規制委員会が所管する法令に基づく管理に関すること。
- (5) 西部医療センターのその他法令に基づく放射線障害の発生を防止する業務に関すること。

集中治療部

- (1) 西部医療センターの重症患者の集中治療に関すること。
- (2) 西部医療センターの重症患者の集中治療に必要な器具機械の整備保管に関すること。

内視鏡部

- (1) 西部医療センターの内視鏡による診療及び検査に関すること。
- (2) 西部医療センターの診療用及び検査用の器具機械の整備保管に関すること。

薬物療法部

- (1) 西部医療センターの薬物療法による診療及び検査に関すること。
- (2) 西部医療センターの診療用及び検査用の器具機械の整備保管に関すること。

緩和ケア医療部

- (1) 西部医療センターの緩和ケア医療に関すること。
- (2) 西部医療センターの緩和ケア医療に必要な器具機械の整備保管に関すること。

薬剤部

- (1) 西部医療センターの調剤及び製剤に関すること。
- (2) 西部医療センターの薬品の化学検査に関すること。
- (3) 西部医療センターの薬品の検収及び出納保管に関すること。
- (4) 西部医療センターの薬品に関する器具機械の整備保管及び薬剤室の管理に関すること。
- (5) 西部医療センターの医薬品情報の管理に関すること。
- (6) 西部医療センターの試験研究に使用する医薬品の管理に関すること。
- (7) 西部医療センターの病棟薬剤業務に関すること。
- (8) 西部医療センターの医薬品に関する医療安全に関すること。
- (9) 西部医療センターの薬物療法に関すること。
- (10) 西部医療センターの薬剤師が関わる多職種連携の医療に関すること。
- (11) 西部医療センターの薬剤師の育成その他の教育及び研究に関すること。

主幹（医療安全・薬物療法）

- (1) 西部医療センターの医薬品の安全な管理・使用に関すること。
- (2) 西部医療センターの医薬品に係る医療安全に関すること。
- (3) 西部医療センターの薬物療法に関すること。
- (4) 西部医療センターの抗がん剤の管理及び適正使用に関すること。
- (5) 西部医療センターのその他薬事に関すること。

主査（調剤）

- (1) 西部医療センターの調剤に関すること。
- (2) 西部医療センターの器具機械その他の物品の保全に関すること。
- (3) 西部医療センターの麻薬及び覚せい剤の取扱いに関すること。
- (4) 西部医療センターの研究に関すること。
- (5) 西部医療センターのその他薬事に関すること。

主査（薬務）

- (1) 西部医療センターの薬品の需給計画、検収及び出納保管に関すること。
- (2) 西部医療センターの製剤に関すること。
- (3) 西部医療センターの研究に関すること。
- (4) 西部医療センターのその他薬事に関すること。

主査（医薬品情報）

- (1) 西部医療センターの医薬品情報の収集・発信・管理に関すること。
- (2) 西部医療センターの研究に関すること。
- (3) 西部医療センターのその他薬事に関すること。

主査（病棟薬剤）

- (1) 西部医療センターの病棟薬剤業務に関すること。
- (2) 西部医療センターの研究に関すること。
- (3) 西部医療センターのその他薬事に関すること。

主査（教育・研究）

- (1) 西部医療センターの薬剤師の育成その他の教育に関すること。
- (2) 西部医療センターの臨床研究の推進その他研究に関すること。
- (3) 西部医療センターのその他薬事に関すること。

栄養管理科

- (1) 西部医療センターの患者に係る食事の提供、栄養管理及び栄養療法に関

すること。

- (2) 西部医療センターの栄養に係るチーム医療に関すること。
- (3) 西部医療センターのその他栄養に関すること。

臨床工学室

- (1) 西部医療センターの臨床工学業務の調整に関すること。
- (2) 西部医療センターの医療機器の安全管理に関すること。

臨床心理室

- (1) 西部医療センターの心理検査の実施に関すること。
- (2) 西部医療センターの心理療法の実施に関すること。
- (3) 西部医療センターの医療心理に係るチーム医療に関すること。

診療技術科

リハビリテーション係

- (1) 西部医療センターの理学療法に関すること。
- (2) 西部医療センターの作業療法に関すること。
- (3) 西部医療センターの言語聴覚療法に関すること。
- (4) 西部医療センターのその他リハビリテーションに関すること。

栄養管理係

- (1) 西部医療センターの入院患者の栄養管理に関すること。
- (2) 西部医療センターの入院患者及び外来患者の栄養指導及び栄養相談に関すること。
- (3) 西部医療センターの入院患者の食事の提供に関すること。
- (4) 西部医療センターの食品材料の購入及び保管に関すること。
- (5) 西部医療センターの機械器具その他の物品の保全に関すること。
- (6) 西部医療センターのその他栄養管理及び食事の提供に関すること。

診療技術係

- (1) 西部医療センターの生命維持管理装置の操作及び保守点検に関すること。
- (2) 西部医療センターのその他の医療機器の保守管理に関すること。
- (3) 西部医療センターの視能訓練に関すること。
- (4) 西部医療センターの歯科医療の支援に関すること。

臨床心理係

- (1) 西部医療センターの臨床心理査定及び面接に関すること。

主査（リハビリテーション）

- (1) 西部医療センターの理学療法に関すること。
- (2) 西部医療センターの作業療法に関すること。
- (3) 西部医療センターの言語聴覚療法に関すること。
- (4) 西部医療センターのその他リハビリテーションに関すること。

看護部

- (1) 西部医療センターの患者及び妊産じょく婦の療養上の世話、診療の介助及び保健指導に関すること。
- (2) 西部医療センターの助産に関すること。
- (3) 西部医療センターの出生児の保育及び保健指導に関すること。
- (4) 西部医療センターの入院患者の保健指導及び環境管理に関すること。
- (5) 西部医療センターの入院患者付添人及び見舞客の規制に関すること。
- (6) 西部医療センターの器具機械の整備保管並びに診療室、手術室、病室及び中央材料室の管理に関すること。
- (7) 西部医療センターの看護実習生の指導に関すること。

専門的看護係

- (1) 西部医療センターの専門看護師及び認定看護師等の専門的な看護に関すること。

主査（薬物療法等）

- (1) 西部医療センターの薬物療法センターの運営に関すること。
- (2) 西部医療センターの外来診療の機能強化に関すること。

主査（助産等）

- (1) 西部医療センターの助産に関すること。
- (2) 西部医療センターの妊産じょく婦に対する療養上の世話、診療の介助及び保健指導に関すること。
- (3) 西部医療センターの出生児の保育及び保健指導に関すること。

主査（調整）

- (1) 西部医療センターの病床の管理・運用の調整に関すること。
- (2) 西部医療センターの診療の予約の調整に関すること。

地域医療連携・相談支援室

- (1) 西部医療センターの地域医療連携に関すること。
- (2) 西部医療センターの患者の相談支援に関すること。
- (3) 西部医療センターの総合案内に関すること。

主幹（地域医療連携）

- (1) 西部医療センターの地域医療連携に関すること。

主幹（画像診断等連携）

- (1) 西部医療センターの画像診断等に係る地域医療連携に関すること。

主幹（相談支援）

- (1) 西部医療センターの患者の相談支援に関すること。
- (2) 西部医療センターの総合案内に関すること。

主査（診療連携）

- (1) 西部医療センターの診療連携に関すること。

主査（退院支援）

- (1) 西部医療センターの医療社会事業に関すること。
- (2) 西部医療センターの患者の転院、退院、在宅療養及び在宅看護の支援に関すること。

病床・予約調整室

- (1) 西部医療センターの病床の管理・運用の調整に関すること。
- (2) 西部医療センターの診療の予約の調整に関すること。

主査（病床・予約調整）

- (1) 西部医療センターの病床の管理・運用の調整に関すること。
- (2) 西部医療センターの診療の予約の調整に関すること。

臨床研修室

- (1) 西部医療センターの臨床研修に関すること。

経営戦略室

- (1) 西部医療センターの経営戦略に係る企画立案（西部医療センターの営業活動及び広報活動を含む。）に関すること。
- (2) 西部医療センターの経営戦略に係る指導に関すること。

医療安全管理室

- (1) 西部医療センターの医療に係る安全管理対策の推進に関すること。
- (2) 西部医療センターの医療に係る安全管理についての情報の収集、分析、評価等に関すること。

主幹（医療安全）

- (1) 西部医療センターの医療に係る安全管理対策の推進に関すること。
- (2) 西部医療センターの医療に係る安全管理についての情報の収集、分析、評価等に関すること。

主査（医療安全）

- (1) 西部医療センターの医療に係る安全管理対策の推進に関すること。
- (2) 西部医療センターの医療に係る安全管理についての情報の収集、分析、評価等に関すること。

主査（医療安全）

- (1) 西部医療センターの医療に係る安全管理対策の推進に関すること。
- (2) 西部医療センターの医療に係る安全管理についての情報の収集、分析、評価等に関すること。
- (3) 西部医療センターの医薬品の安全な管理・使用に関すること。

感染制御室

- (1) 西部医療センターの医療に係る感染制御に関すること。
- (2) 西部医療センターの医療に係る感染制御についての情報の収集、分析、評価等に関すること。

情報管理室

- (1) 西部医療センターの病院情報システムに関すること。
- (2) 西部医療センターの診療情報の管理に関すること。

主査（病院情報システム等）

- (1) 西部医療センターの病院情報システムに係る企画及び調整に関すること。
- (2) 西部医療センターの診療情報の管理に係る企画及び調整に関すること。

陽子線治療技術科

主幹

- (1) 陽子線治療技術に関すること。
- (2) 陽子線治療施設の利用及び陽子線治療機材の整備保守に関すること。

- (3) 陽子線治療機器接続の陽子線治療情報システムの運営管理に関すること。
- (4) 陽子線治療に係る放射線に関する文書及び諸記録の整理保管に関すること。
- (5) 陽子線治療に係る放射線量の測定に関すること。
- (6) 陽子線治療に係る厚生労働省が所管する法令に基づく管理に関すること。
- (7) 陽子線治療に係る原子力規制委員会が所管する法令に基づく管理に関すること。
- (8) その他法令に基づく陽子線治療に係る放射線障害の発生を防止する業務に関すること。
- (9) その他陽子線治療に関すること。

陽子線治療技術係

- (1) 陽子線治療技術に関すること。
- (2) 陽子線治療施設の利用及び陽子線治療機材の整備保守に関すること。
- (3) 陽子線治療機器接続の陽子線治療情報システムの運営管理に関すること。
- (4) 陽子線治療に係る放射線に関する文書及び諸記録の整理保管に関すること。
- (5) 陽子線治療に係る放射線量の測定に関すること。
- (6) 陽子線治療に係る厚生労働省が所管する法令に基づく管理に関すること。
- (7) 陽子線治療に係る原子力規制委員会が所管する法令に基づく管理に関すること。
- (8) その他法令に基づく陽子線治療に係る放射線障害の発生を防止する業務に関すること。
- (9) その他陽子線治療に関すること。

主査（陽子線治療計画）

- (1) 陽子線治療計画、計画用ＣＴ及び固定具製作等に関すること。
- (2) 陽子線治療計画装置、計画用ＣＴ及びその他関連機器の利用及び整備保守に関すること。
- (3) 陽子線治療計画装置、計画用ＣＴ及びその他関連機器接続の陽子線治療情報システムの運営管理に関すること。
- (4) 陽子線治療計画装置、計画用ＣＴ及びその他関連機器に係る放射線に関

する文書及び諸記録の整理保管に関すること。

- (5) 陽子線治療計画用C T及びその他関連機器に係る放射線量の測定に関すること。
- (6) 陽子線治療計画装置、計画用C T及びその他関連機器に係る厚生労働省が所管する法令に基づく管理に関すること。
- (7) 陽子線治療に係る原子力規制委員会が所管する法令に基づく管理に関すること。
- (8) その他法令に基づく陽子線治療に係る放射線障害の発生を防止する業務に関すること。
- (9) その他陽子線治療に関すること。

陽子線治療物理科

主幹（陽子線治療物理）

- (1) 陽子線治療に係る物理的検証に関すること。
- (2) 陽子線治療に係る物理学の研究に関すること。
- (3) その他陽子線治療に係る物理に関すること。

陽子線治療物理係

- (1) 陽子線治療に係る物理的検証に関すること。
- (2) 陽子線治療に係る物理学の研究に関すること。
- (3) その他陽子線治療に係る物理に関すること。

運営企画室

- (1) 陽子線治療センターの運営に関すること。
- (2) 陽子線治療に係る広域医療連携に関すること。
- (3) 陽子線治療に係る広報・啓発に関すること。
- (4) 陽子線治療機器の更新に関すること。

主査（運営）

- (1) 陽子線治療センターの運営に関すること。
- (2) 陽子線治療に係る広域医療連携に関すること。
- (3) 陽子線治療に係る広報・啓発に関すること。
- (4) 陽子線治療機器の更新に関すること。

病院管理部

管理課

庶務係

- (1) 西部医療センターの文書の取扱い及び公印の管守に関すること。
- (2) 西部医療センターの人事、労務及び研修に関すること。
- (3) 西部医療センターの給与、福利厚生及び安全衛生に関すること。
- (4) 西部医療センターの医事紛争に関すること。
- (5) 西部医療センター内の連絡調整に関すること。
- (6) 西部医療センターにおける他科部課室係の主管に属しないこと。

施設管理係

- (1) 西部医療センター施設（他科部課室係の主管に属するものを除く。）の整備、管理及び営繕に関すること。
- (2) 西部医療センターの災害対策に関すること。

主査（施設）

- (1) 西部医療センター施設（他科部課室係の主管に属するものを除く。）の整備、管理及び営繕に関すること。

主査（病院整備）

- (1) 西部医療センターの整備に関すること。

主幹（病院整備）

- (1) 西部医療センターの整備に関すること。

経営課

経営係

- (1) 西部医療センターの予算及び決算に関すること。
- (2) 西部医療センターの予算の執行管理に関すること。
- (3) 西部医療センターの経営に係る企画立案に関すること。
- (4) 西部医療センターの医療機能に係る企画立案に関すること。
- (5) 西部医療センターの対外基本戦略（営業活動及び広報活動）の立案に関すること。
- (6) 西部医療センターの経営戦略その他経営改善に関すること。
- (7) 西部医療センターの経営指標、臨床指標その他各種統計に関すること。
- (8) 西部医療センターの支出に関すること。

- (9) 西部医療センターの金銭の出納に関する事。
- (10) 西部医療センターの科学研究費助成事業その他の研究費助成事業に関する事。
- (11) 西部医療センターの基金に関する事。
- (12) 西部医療センターの寄附に関する事。
- (13) 西部医療センターの物品の購入、検収及び管理その他契約に関する事（他科部課室係の主管に属するものを除く。）。)

主査（企画広報）

- (1) 西部医療センターの経営に係る企画立案及び調整その他経営改善に関する事。
- (2) 西部医療センターの医療機能に係る企画立案、調整及び管理に関する事。
- (3) 西部医療センターの対外基本戦略（営業活動及び広報活動）の立案に関する事。
- (4) 西部医療センターの科学研究費助成事業その他の研究費助成事業に関する事。
- (5) 西部医療センターの基金に関する事。
- (6) 西部医療センターの寄附に関する事。
- (7) 西部医療センター病院長の指定する特命事項の処理に関する事。

主査（経営戦略）

- (1) 西部医療センターの経営戦略に関する事。
- (2) 西部医療センターの経営指標、臨床指標その他各種統計に関する事。
- (3) 西部医療センター病院長の指定する特命事項の処理に関する事。

医事課

医事係

- (1) 西部医療センターの診療に係る事務に関する事。
- (2) 西部医療センターの診療手数料及び使用料の徴収及び減免、診療報酬（他係の主管に属するものを除く。）、その他収入に関する事。
- (3) 西部医療センターの患者等に係る案内、サービス向上、情報の管理その他事務に関する事（他科部課室係の主管に属するものを除く。）。)

- (4) 西部医療センターの診療及び患者等に係る調査、統計及び報告に関すること。

診療情報管理係

- (1) 西部医療センターの診療報酬の請求に係る事務に関すること。
- (2) 西部医療センターの診療情報の登録、統計その他管理に関すること（他科部課室係の主管に属するものを除く。）。
- (3) 西部医療センターの地域がん診療連携拠点病院に関すること（他科部課室係の主管に属するものを除く。）。
- (4) 西部医療センターの医師の事務作業の補助に関すること。

情報システム係

- (1) 西部医療センターの病院情報システムに係る企画及び調整に関すること。
- (2) 西部医療センターの診療情報の管理に係る企画及び調整に関すること。

第32条 みどり市民病院の組織の分掌事務は、次のとおりとする。

健康管理センター

- (1) みどり市民病院の健康管理センターの運営に関すること。

中央臨床検査部

- (1) みどり市民病院の中央臨床検査部の運営に関すること。

リハビリテーション部

- (1) みどり市民病院のリハビリテーション部の運営に関すること。

中央放射線部

- (1) みどり市民病院の中央放射線部の運営に関すること。

中央手術部

- (1) みどり市民病院の中央手術部の運営に関すること。

内視鏡部

- (1) みどり市民病院の内視鏡部の運営に関すること。

救急部

- (1) みどり市民病院の救急部の運営に関すること。

臨床栄養管理室

- (1) みどり市民病院の臨床栄養管理室の運営に関すること。

化学療法部

- (1) みどり市民病院の化学療法部の運営に関する事。

輸血部

- (1) みどり市民病院の輸血部の運営に関する事。

臨床工学室

- (1) みどり市民病院の臨床工学室の運営に関する事。

嚥下センター

- (1) みどり市民病院の嚥下センターの運営に関する事。

物品管理センター

- (1) みどり市民病院の物品管理センターの運営に関する事。

地域医療連携センター

- (1) みどり市民病院の地域医療連携センターの運営に関する事。

地域医療連携室

- (1) みどり市民病院の地域医療連携に関する事。

主幹（地域医療連携）

- (1) みどり市民病院の地域医療連携に関する事。

主査（診療連携）

- (1) みどり市民病院の診療連携に関する事。

主査（退院支援）

- (1) みどり市民病院の退院支援に関する事。

医療安全管理室

- (1) みどり市民病院の医療に係る安全管理対策の推進に関する事。
- (2) みどり市民病院の医療に係る安全管理についての情報の収集、分析、評価等に関する事。

主幹（医療安全）

- (1) みどり市民病院の医療に係る安全管理対策の推進に関する事。
- (2) みどり市民病院の医療に係る安全管理についての情報の収集、分析、評価等に関する事。

主査（医療安全）

- (1) みどり市民病院の医療に係る安全管理対策の推進に関する事。
- (2) みどり市民病院の医療に係る安全管理についての情報の収集、分析、評

価等に関すること。

感染制御室

- (1) みどり市民病院の感染に関する情報の把握、分析及び評価に関すること。
- (2) みどり市民病院の感染に関する教育、指導及び連絡調整に関すること。
- (3) みどり市民病院の職員の感染予防に関すること。
- (4) みどり市民病院のその他感染対策についての諸施策の推進に関すること。

主査（感染対策）

- (1) みどり市民病院の感染に関する情報の把握、分析及び評価に関すること。
- (2) みどり市民病院の感染に関する教育、指導及び連絡調整に関すること。
- (3) みどり市民病院の職員の感染予防に関すること。
- (4) みどり市民病院のその他感染対策についての諸施策の推進に関すること。

キャリアアップ・人財育成センター

- (1) みどり市民病院のキャリアアップ・人財育成センターの運営に関すること。

先制医療研究センター

- (1) みどり市民病院の先制医療研究センターの運営に関すること。

診療情報管理室

- (1) みどり市民病院の診療情報管理室の運営に関すること。

N P 部

- (1) みどり市民病院のN P 部の運営に関すること。

臨床心理室

- (1) みどり市民病院の臨床心理室の運営に関すること。

診療科

- (1) みどり市民病院の患者の診療に関すること。
- (2) みどり市民病院の医学の研究に関すること。
- (3) みどり市民病院の医学的検査及び保健指導に関すること。
- (4) みどり市民病院の診療用及び検査用の器具機械の整備保管に関すること。

診療技術科

リハビリテーション技術係

- (1) みどり市民病院のリハビリテーションに関すること。

臨床工学係

- (1) みどり市民病院の臨床工学技術の提供に関する事。
- (2) みどり市民病院の医療機器の保守点検及び整備に関する事。

栄養管理係

- (1) みどり市民病院の入院患者の食事の提供に関する事。
- (2) みどり市民病院の入院患者の栄養管理に関する事。
- (3) みどり市民病院の患者の栄養指導及び栄養相談に関する事。

診療技術係

- (1) みどり市民病院の視能訓練に関する事。
- (2) みどり市民病院の臨床心理査定及び面接に関する事。
- (3) みどり市民病院の救急医療の支援に関する事。

放射線技術科

放射線技術係

- (1) みどり市民病院の放射線画像診断に伴う放射線技術に関する事。
- (2) みどり市民病院のMR装置の安全使用に関する事。
- (3) みどり市民病院の三次元画像処理の技術及び管理に関する事。
- (4) みどり市民病院の放射線測定に関する事。
- (5) みどり市民病院の職員及び患者の被ばく管理に関する事。
- (6) みどり市民病院のその他放射線に関する事。

中央検査科

中央検査係

- (1) みどり市民病院の病原体及び血清検査に関する事。
- (2) みどり市民病院の病理、化学及び生理の検査に関する事。

主査（検査）

- (1) みどり市民病院の病原体及び血清検査に関する事。
- (2) みどり市民病院の病理、化学及び生理の検査に関する事。

薬剤部

- (1) みどり市民病院の調剤及び製剤に関する事。
- (2) みどり市民病院の薬品等の化学検査に関する事。
- (3) みどり市民病院の薬品の検収及び出納保管に関する事。

- (4) みどり市民病院の薬品に関する器具機械の整備保管及び薬剤室の管理に関すること。
- (5) みどり市民病院の医薬品情報の管理に関すること。
- (6) みどり市民病院の試験研究に使用する医薬品の管理に関すること。
- (7) みどり市民病院の病棟薬剤業務に関すること。
- (8) みどり市民病院の抗がん剤の管理及び適正使用に関すること。
- (9) みどり市民病院の化学療法に関すること。

主査（病棟・調剤等）

- (1) みどり市民病院の調剤及び製剤に関すること。
- (2) みどり市民病院の薬品等の化学検査に関すること。
- (3) みどり市民病院の薬品の検収及び出納保管に関すること。
- (4) みどり市民病院の薬品に関する器具機械の整備保管及び薬剤室の管理に関すること。
- (5) みどり市民病院の医薬品情報の管理に関すること。
- (6) みどり市民病院の試験研究に使用する医薬品の管理に関すること。
- (7) みどり市民病院の病棟薬剤業務に関すること。

主査（化学療法）

- (1) みどり市民病院の抗がん剤の管理及び適正使用に関すること。
- (2) みどり市民病院の化学療法に関すること。
- (3) みどり市民病院のその他薬事に関すること。

看護部

- (1) みどり市民病院の患者及び妊産じょく婦の療養上の世話及び診療の介助に関すること。
- (2) みどり市民病院の出生児の保育及び保健指導に関すること。
- (3) みどり市民病院の入院患者の保健指導及び環境管理に関すること。
- (4) みどり市民病院の入院患者付添人及び見舞客の規制に関すること。
- (5) みどり市民病院の器具機械の整備保管並びに診療室、手術室、病室及び中央材料室の管理に関すること。
- (6) みどり市民病院の看護実習生の指導に関すること。

病院管理部

主幹（病院再整備）（２）

- (1) みどり市民病院の再整備に関する事。

主査（病院再整備）（３）

- (1) みどり市民病院の再整備に関する事。

管理課

庶務係

- (1) みどり市民病院の文書の取扱い及び公印の管守に関する事。
- (2) みどり市民病院の人事、労務及び研修に関する事。
- (3) みどり市民病院の給与、福利厚生及び安全衛生に関する事。
- (4) みどり市民病院の医事紛争に関する事。
- (5) みどり市民病院の連絡調整に関する事。
- (6) みどり市民病院の他科部課室係の主管に属しない事。

主査（施設管理）

- (1) みどり市民病院の施設（他科部課室係の主管に属するものを除く。）の整備、管理及び営繕に関する事。

経営課

経営係

- (1) みどり市民病院の予算及び決算に関する事。
- (2) みどり市民病院の予算の執行管理に関する事。
- (3) みどり市民病院の経営に係る企画立案に関する事。
- (4) みどり市民病院の医療機能に係る企画立案に関する事。
- (5) みどり市民病院の対外基本戦略（営業活動及び広報活動）の立案に関する事。
- (6) みどり市民病院の経営戦略その他経営改善に関する事。
- (7) みどり市民病院の経営指標、臨床指標その他各種統計に関する事。
- (8) みどり市民病院の支出に関する事。
- (9) みどり市民病院の金銭の出納に関する事。
- (10) みどり市民病院の科学研究費助成事業その他の研究費助成事業に関する事。
- (11) みどり市民病院の基金に関する事。

(12) みどり市民病院の寄附に関する事。

(13) みどり市民病院の物品の購入、検収及び管理その他契約に関する事。

主査（企画広報）

(1) みどり市民病院の経営に係る企画立案に関する事。

(2) みどり市民病院の医療機能に係る企画立案に関する事。

(3) みどり市民病院の対外基本戦略（営業活動及び広報活動）の立案に関する事。

(4) みどり市民病院の科学研究費助成事業その他の研究費助成事業に関する事。

(5) みどり市民病院の基金に関する事。

(6) みどり市民病院の寄附に関する事。

主査（経営戦略）

(1) みどり市民病院の経営戦略に関する事。

(2) みどり市民病院の経営指標、臨床指標その他各種統計に関する事。

医事課

医事係

(1) みどり市民病院の収入に関する事。

(2) みどり市民病院の患者に係る事務に関する事。

(3) みどり市民病院の保険診療に係る事務手続に関する事。

(4) みどり市民病院の診療手数料及び使用料の徴収並びに減免に関する事。

(5) みどり市民病院の患者等の院内における案内及びサービス向上に関する事。

(6) みどり市民病院の診療情報の管理に関する事。

(7) みどり市民病院の診療情報の統計業務に関する事。

(8) みどり市民病院の医師の事務作業の補助に関する事。

(9) みどり市民病院のその他患者に関する事（他科部課室の主管に属するものを除く。）

主査（情報システム）

(1) みどり市民病院の病院情報システムに係る企画及び調整に関する事。

第33条 みらい光生病院の組織の分掌事務は、次のとおりとする。

脳神経医療センター

- (1) みらい光生病院の脳神経医療センターの運営に関する事。

先進リハビリセンター

- (1) みらい光生病院の先進リハビリセンターの運営に関する事。

内臓機能回復センター

- (1) みらい光生病院の内臓機能回復センターの運営に関する事。

運動機能回復センター

- (1) みらい光生病院の運動機能回復センターの運営に関する事。

感覚器機能ケアセンター

- (1) みらい光生病院の感覚器機能ケアセンターの運営に関する事。

やせと肥満の代謝機能回復センター

- (1) みらい光生病院のやせと肥満の代謝機能回復センターの運営に関する事。

アンチエイジング・レーザーケアセンター

- (1) みらい光生病院のアンチエイジング・レーザーケアセンターの運営に関する事。

医療安全管理室

- (1) みらい光生病院の医療に係る安全管理対策の推進に関する事。
- (2) みらい光生病院の医療に係る安全管理についての情報の収集、分析、評価等に関する事。

主幹（医療安全）

- (1) みらい光生病院の医療に係る安全管理対策の推進に関する事。
- (2) みらい光生病院の医療に係る安全管理についての情報の収集、分析、評価等に関する事。

主査（医療安全）

- (1) みらい光生病院の医療に係る安全管理対策の推進に関する事。
- (2) みらい光生病院の医療に係る安全管理についての情報の収集、分析、評価等に関する事。

感染制御室

- (1) みらい光生病院の感染に関する情報の把握、分析及び評価に関する事。

- (2) みらい光生病院の感染に関する教育、指導及び連絡調整に関すること。
- (3) みらい光生病院の職員の感染予防に関すること。
- (4) みらい光生病院のその他感染対策についての諸施策の推進に関すること。

地域医療連携センター

- (1) みらい光生病院の地域医療連携センターの運営に関すること。

地域医療連携室

- (1) みらい光生病院の地域医療連携に関すること。

主査（地域医療連携）

- (1) みらい光生病院の地域医療連携に関すること。

診療科

- (1) みらい光生病院の患者の診療に関すること。
- (2) みらい光生病院の医学の研究に関すること。
- (3) みらい光生病院の医学的検査及び保健指導に関すること。
- (4) みらい光生病院の診療用及び検査用の器具機械の整備保管に関すること。

リハビリテーション技術科

理学療法係

- (1) みらい光生病院の理学療法に関すること。
- (2) みらい光生病院の特殊機器による機能回復に関すること。
- (3) みらい光生病院のその他リハビリテーションに関すること。

作業療法係

- (1) みらい光生病院の作業療法に関すること。

言語聴覚係

- (1) みらい光生病院の言語聴覚療法及び摂食機能療法に関すること。

機能訓練係

- (1) みらい光生病院の運動療法に関すること。

診療技術科

放射線係

- (1) みらい光生病院の画像診断に伴う撮影及び透視の技術に関すること。
- (2) みらい光生病院の放射線施設の利用及び器材の整備保守に関すること。
- (3) みらい光生病院の放射線機器接続の放射線情報システムの運営管理に関

すること。

- (4) みらい光生病院の放射線に関する文書及び諸記録の整理保管に関すること。
- (5) みらい光生病院の放射線被ばく管理及び防護に関すること。
- (6) みらい光生病院の厚生労働省が所管する法令に基づく安全管理に関すること。
- (7) みらい光生病院のその他放射線に関すること。

検査係

- (1) みらい光生病院の病原体及び血清検査に関すること。
- (2) みらい光生病院の病理、化学及び生理の検査に関すること。

栄養管理係

- (1) みらい光生病院の入院患者の食事の提供に関すること。
- (2) みらい光生病院の入院患者の栄養管理に関すること。
- (3) みらい光生病院の患者の栄養指導及び栄養相談に関すること。

診療技術係

- (1) みらい光生病院の臨床工学技術の提供に関すること。
- (2) みらい光生病院の医療機器の保守点検及び整備に関すること。
- (3) みらい光生病院の視能訓練に関すること。
- (4) みらい光生病院の歯科医療の支援に関すること。
- (5) みらい光生病院の臨床心理査定及び面接に関すること。

薬剤部

- (1) みらい光生病院の調剤及び製剤に関すること。
- (2) みらい光生病院の薬品等の化学検査に関すること。
- (3) みらい光生病院の薬品の検収及び出納保管に関すること。
- (4) みらい光生病院の薬品に関する器具機械の整備保管及び薬剤室の管理に関すること。
- (5) みらい光生病院の医薬品情報の管理に関すること。
- (6) みらい光生病院の試験研究に使用する医薬品の管理に関すること。
- (7) みらい光生病院の病棟薬剤業務に関すること。

主査（薬剤）

- (1) みらい光生病院の調剤及び製剤に関すること。
- (2) みらい光生病院の薬品等の化学検査に関すること。
- (3) みらい光生病院の薬品の検収及び出納保管に関すること。
- (4) みらい光生病院の薬品に関する器具機械の整備保管及び薬剤室の管理に関すること。
- (5) みらい光生病院の医薬品情報の管理に関すること。
- (6) みらい光生病院の試験研究に使用する医薬品の管理に関すること。
- (7) みらい光生病院の病棟薬剤業務に関すること。

看護部

- (1) みらい光生病院の患者の療養上の世話及び診療の介助に関すること。
- (2) みらい光生病院の入院患者の保健指導及び環境管理に関すること。
- (3) みらい光生病院の入院患者付添人及び見舞客の規制に関すること。
- (4) みらい光生病院の器具機械の整備保管並びに診療室、手術室、病室及び中央材料室の管理に関すること。
- (5) みらい光生病院の看護実習生の指導に関すること。

病院管理部

管理課

庶務係

- (1) みらい光生病院の文書の取扱い及び公印の管守に関すること。
- (2) みらい光生病院の人事、労務及び研修に関すること。
- (3) みらい光生病院の給与、福利厚生及び安全衛生に関すること。
- (4) みらい光生病院の医事紛争に関すること。
- (5) みらい光生病院の院内の連絡調整に関すること。
- (6) みらい光生病院の施設管理に関すること。
- (7) みらい光生病院の他科部課室係の主管に属しないこと。

経営課

経営係

- (1) みらい光生病院の予算及び決算に関すること。
- (2) みらい光生病院の予算の執行管理に関すること。
- (3) みらい光生病院の経営に係る企画立案に関すること。

- (4) みらい光生病院の医療機能に係る企画立案に関すること。
- (5) みらい光生病院の対外基本戦略（営業活動及び広報活動）の立案に関すること。
- (6) みらい光生病院の経営戦略その他経営改善に関すること。
- (7) みらい光生病院の経営指標、臨床指標その他各種統計に関すること。
- (8) みらい光生病院の支出に関すること。
- (9) みらい光生病院の金銭の出納に関すること。
- (10) みらい光生病院の科学研究費助成事業その他の研究費助成事業に関すること。
- (11) みらい光生病院の基金に関すること。
- (12) みらい光生病院の寄附に関すること。
- (13) みらい光生病院の物品の購入、検収及び管理その他契約に関すること。

医事課

医事係

- (1) みらい光生病院の収入に関すること。
- (2) みらい光生病院の患者に係る事務に関すること。
- (3) みらい光生病院の保険診療に係る事務手続に関すること。
- (4) みらい光生病院の診療手数料及び使用料の徴収並びに減免に関すること。
- (5) みらい光生病院の患者等の院内における案内及びサービス向上に関すること。
- (6) みらい光生病院の診療情報の管理に関すること。
- (7) みらい光生病院の診療情報の統計業務に関すること。
- (8) みらい光生病院の医師の事務作業の補助に関すること。
- (9) みらい光生病院の病院情報システムに関すること。
- (10) みらい光生病院のその他患者に関すること。

主査（情報システム）

- (1) みらい光生病院の病院情報システムに関すること。

第33条の2 リハビリテーション病院の組織の分掌事務は、次のとおりとする。

医療福祉センター

- (1) リハビリテーション病院の医療福祉センターの運営に関すること。

主幹（医療福祉センター）

- (1) リハビリテーション病院の医療福祉センターの運営に関すること。

主査（医療福祉センター）

- (1) リハビリテーション病院の医療福祉センターの運営に関すること。

関節リウマチ・骨粗鬆症センター

- (1) リハビリテーション病院の関節リウマチ・骨粗鬆症センターの運営に関すること。

地域医療連携センター

- (1) リハビリテーション病院の地域医療連携センターの運営に関すること。

地域医療連携室

- (1) リハビリテーション病院の地域連携に関すること。

主査（地域医療連携）

- (1) リハビリテーション病院の地域連携に関すること。

医療安全管理部

医療安全管理室

- (1) リハビリテーション病院の医療に係る安全管理対策の推進に関すること。
- (2) リハビリテーション病院の医療に係る安全管理についての情報の収集、分析、評価等に関すること。

主査（医療安全）

- (1) リハビリテーション病院の医療に係る安全管理対策の推進に関すること。
- (2) リハビリテーション病院の医療に係る安全管理についての情報の収集、分析、評価等に関すること。

感染制御部

感染制御室

- (1) リハビリテーション病院の感染に関する情報の把握、分析及び評価に関すること。
- (2) リハビリテーション病院の感染に関する教育、指導及び連絡調整に関すること。
- (3) リハビリテーション病院の職員の感染予防に関すること。
- (4) リハビリテーション病院のその他感染対策についての諸施策の推進に関

すること。

主査（感染制御）

- (1) リハビリテーション病院の感染に関する情報の把握、分析及び評価に関すること。
- (2) リハビリテーション病院の感染に関する教育、指導及び連絡調整に関すること。
- (3) リハビリテーション病院の職員の感染予防に関すること。
- (4) リハビリテーション病院のその他感染対策についての諸施策の推進に関すること。

診療科

- (1) リハビリテーション病院の患者の診療に関すること。
- (2) リハビリテーション病院の医学の研究に関すること。
- (3) リハビリテーション病院の医学的検査及び保健指導に関すること。
- (4) リハビリテーション病院の診療用及び検査用の器具機械の整備保管に関すること。

リハビリテーション技術科

理学療法係

- (1) リハビリテーション病院の理学療法に関すること。
- (2) リハビリテーション病院の特殊機器による機能回復に関すること。
- (3) リハビリテーション病院のその他リハビリテーションに関すること。

作業療法係

- (1) リハビリテーション病院の作業療法に関すること。

言語聴覚係

- (1) リハビリテーション病院の言語聴覚療法に関すること。

主査（統括）

- (1) リハビリテーション病院のリハビリテーション全般の運営管理に関すること。
- (2) リハビリテーション病院の回復期病床に関すること。

主査（一般病床・外来）

- (1) リハビリテーション病院の一般病床に関すること。

(2) リハビリテーション病院の外来に関すること。

主査（教育研究）

(1) リハビリテーション病院のリハビリテーション技術科の人材の育成その他の教育に関すること。

(2) リハビリテーション病院のリハビリテーション技術科の臨床研究の推進その他研究に関すること。

診療技術科

放射線係

(1) リハビリテーション病院の画像診断に伴う撮影及び透視の技術に関すること。

(2) リハビリテーション病院の放射線施設の利用及び器材の整備保守に関すること。

(3) リハビリテーション病院の放射線機器接続の放射線情報システムの運営管理に関すること。

(4) リハビリテーション病院の放射線に関する文書及び諸記録の整理保管に関すること。

(5) リハビリテーション病院の放射線被ばく管理及び防護に関すること。

(6) リハビリテーション病院の厚生労働省が所管する法令に基づく安全管理に関すること。

(7) リハビリテーション病院のその他放射線に関すること。

検査係

(1) リハビリテーション病院の病原体及び血清検査に関すること。

(2) リハビリテーション病院の病理、化学及び生理の検査に関すること。

診療技術係

(1) リハビリテーション病院の入院患者の食事の提供に関すること。

(2) リハビリテーション病院の入院患者の栄養管理に関すること。

(3) リハビリテーション病院の患者の栄養指導及び栄養相談に関すること。

(4) リハビリテーション病院の臨床工学技術の提供に関すること。

(5) リハビリテーション病院の医療機器の保守点検及び整備に関すること。

(6) リハビリテーション病院の歯科医療の支援に関すること。

(7) リハビリテーション病院の臨床心理査定及び面接に関すること。

主査（心理）

(1) リハビリテーション病院の臨床心理査定及び面接に関すること。

薬剤部

(1) リハビリテーション病院の調剤及び製剤に関すること。

(2) リハビリテーション病院の薬品等の化学検査に関すること。

(3) リハビリテーション病院の薬品の検収及び出納保管に関すること。

(4) リハビリテーション病院の薬品に関する器具機械の整備保管及び薬剤室の管理に関すること。

(5) リハビリテーション病院の医薬品情報の管理に関すること。

(6) リハビリテーション病院の試験研究に使用する医薬品の管理に関すること。

(7) リハビリテーション病院の病棟薬剤業務に関すること。

主査（薬剤）

(1) リハビリテーション病院の調剤及び製剤に関すること。

(2) リハビリテーション病院の薬品等の化学検査に関すること。

(3) リハビリテーション病院の薬品の検収及び出納保管に関すること。

(4) リハビリテーション病院の薬品に関する器具機械の整備保管及び薬剤室の管理に関すること。

(5) リハビリテーション病院の医薬品情報の管理に関すること。

(6) リハビリテーション病院の試験研究に使用する医薬品の管理に関すること。

(7) リハビリテーション病院の病棟薬剤業務に関すること。

看護部

(1) リハビリテーション病院の患者の療養上の世話及び診療の介助に関すること。

(2) リハビリテーション病院の入院患者の保健指導及び環境管理に関すること。

(3) リハビリテーション病院の入院患者付添人及び見舞客の規制に関すること。

- (4) リハビリテーション病院の器具機械の整備保管並びに診療室、手術室、病室及び中央材料室の管理に関する事。
- (5) リハビリテーション病院の看護実習生の指導に関する事。

病院管理部

総務課

- (1) リハビリテーション病院の文書の取扱い及び公印の管守に関する事。
- (2) リハビリテーション病院の人事、労務及び研修に関する事。
- (3) リハビリテーション病院の給与、福利厚生及び安全衛生に関する事。
- (4) リハビリテーション病院の医事紛争に関する事。
- (5) リハビリテーション病院の院内の連絡調整に関する事。
- (6) リハビリテーション病院の施設管理（他科部課室係の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (7) リハビリテーション病院の予算及び決算に関する事。
- (8) リハビリテーション病院の予算の執行管理に関する事。
- (9) リハビリテーション病院の経営に係る企画立案に関する事。
- (10) リハビリテーション病院の医療機能に係る企画立案に関する事。
- (11) リハビリテーション病院の対外基本戦略（営業活動及び広報活動）の立案に関する事。
- (12) リハビリテーション病院の経営戦略その他経営改善に関する事。
- (13) リハビリテーション病院の経営指標、臨床指標その他各種統計に関する事。
- (14) リハビリテーション病院の支出に関する事。
- (15) リハビリテーション病院の金銭の出納に関する事。
- (16) リハビリテーション病院の科学研究費助成事業その他の研究費助成事業に関する事。
- (17) リハビリテーション病院の基金に関する事。
- (18) リハビリテーション病院の寄附に関する事。
- (19) リハビリテーション病院の物品の購入、検収及び管理その他契約に関する事。
- (20) リハビリテーション病院の他科部課室係の主管に属しない事。

医事課

- (1) リハビリテーション病院の収入に関すること。
- (2) リハビリテーション病院の患者に係る事務に関すること。
- (3) リハビリテーション病院の保険診療に係る事務手続に関すること。
- (4) リハビリテーション病院の診療手数料及び使用料の徴収並びに減免に関すること。
- (5) リハビリテーション病院の患者等の院内における案内及びサービス向上に関すること。
- (6) リハビリテーション病院の診療情報の管理に関すること。
- (7) リハビリテーション病院の診療情報の管理に係る企画及び調整に関すること。
- (8) リハビリテーション病院の診療情報の統計業務に関すること。
- (9) リハビリテーション病院の医師の事務作業の補助に関すること。
- (10) リハビリテーション病院の病院情報システムに関すること。
- (11) リハビリテーション病院の病院情報システムに係る企画及び調整に関すること。
- (12) リハビリテーション病院のその他患者に関すること。
- (13) リハビリテーション病院のその他電子情報に関すること。

第5章 雑則

(細則)

第34条 この規程の施行に関し、理事長は必要な細則を定めることができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、発布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。ただし、第6条ゲノム医療センターの項、第13条第2項（ゲノム医療センターに係る部分に限る。）及び第31条ゲノム医療センターの項の規定は同年6月1日から、第21条主幹（西部医療センター病院整備）の項及び第31条主幹（病院整備）の項の規定は令和6年1月1日から適用する。
- 2 令和5年4月1日から令和5年6月30日までの間における第5条の規定の

適用については、同条中「血液・腫瘍内科」とあるのは「血液内科」とし、令和5年4月1日から令和5年7月31日までの間における同条の規定の適用については、同条中「疼痛緩和内科」とあるのは「疼痛緩和支援診療科」とする。

（規程の廃止）

- 3 公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第2号）は、廃止する。
- 4 名古屋市立大学医学部附属東部医療センターの組織等に関する規程（令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第31号）は、廃止する。
- 5 名古屋市立大学医学部附属西部医療センターの組織等に関する規程（令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第32号）は、廃止する。

（この規程の施行に伴う関係規程の一部改正）

- 6 公立大学法人名古屋市立大学代決規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第72号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成18年公立大学法人名古屋市立大学達72号」を「令和6年公立大学法人名古屋市立大学達第11号」に改める。

- 7 名古屋市立大学医学部附属病院診療科部長及び副部長選考規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第130号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第2号」第7条及び第8条を「令和6年公立大学法人名古屋市立大学達第11号」第11条第2項に改める。

- 8 公立大学法人名古屋市立大学研究・産学官連携推進機構規程（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第34号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第2号」を「令和6年公立大学法人名古屋市立大学達第11号」に改める。

附 則（令和6年公立大学法人名古屋市立大学達第103号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規程の規定は、令和6年4月1日から適用する。ただし、改正後の第10条第1項（参事（附属病院群の連携強化）及び主幹（附属病院群の連携強化）に係る部分に限る。）の規定は、同年5月1日から適用

する。

附 則（令和 6 年公立大学法人名古屋市立大学達第 133 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規程の規定は、令和 6 年 11 月 1 日から適用する。ただし、改正後の第 11 条第 38 項の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

（関係規程の一部改正）

- 2 公立大学法人名古屋市立大学部局長会議規程（平成 18 年公立大学法人名古屋市立大学達第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 8 号中「施設企画監」を「施設企画局長」に改める。

- 3 公立大学法人名古屋市立大学環境委員会規程（平成 20 年公立大学法人名古屋市立大学達第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 9 号中「施設企画監」を「施設企画局長」に改め、同項第 10 号中「参事」を「参事（総合リハビリセンターに係る企画調整）」に改める。

- 4 名古屋市立大学自己評価等の実施に関する規程（平成 26 年公立大学法人名古屋市立大学達第 69 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 10 号の 3 を次のように改める。

(10) の 3 施設企画局長

第 3 条第 11 号の 2 を次のように改める。

(11) の 2 参事（総合リハビリセンターに係る企画調整）、参事（附属病院群の連携強化）及び参事（救急災害医療センター整備推進）

附 則（令和 7 年公立大学法人名古屋市立大学達第 130 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。ただし、第 22 条の改正規定（主査（イノベーション推進）及び主査（社会実装支援）に係る部分に限る。）は令和 7 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規定（第 22 条中主査（イノベーション推進）及び主査（社会実装支援）に係る部分を除く。以下「改正後規程」という。）の規定は、令和 7 年 4 月 1 日か

ら適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

(1) 改正後規程第7条診療科の項の規定 令和5年4月1日

(2) 改正後規程第8条診療科の項の規定 令和7年1月1日

附 則（令和7年公立大学法人名古屋市立大学達第152号）

この規程は、令和7年9月1日から施行する。

附 則（令和7年公立大学法人名古屋市立大学達第165号）

（施行期日）

1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

（公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部改正）

2 公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第12号）の一部を次のように改める。

第10条第2項の表Bの項中「参事」を「担当部長」に改め、同表Cの項中「統括企画室長」を「統括企画課長」に改め、同表Eの項中「経営企画部主幹、施設企画部主幹、教育研究部主幹、研究推進課主幹、医学部事務室主幹、事務長、病院統括部主幹、病院管理部主幹」を「経営企画部担当課長、施設企画部担当課長、教育研究部担当課長、研究推進課担当課長、医学部事務課担当課長、病院統括部担当課長、病院管理部担当課長及び主幹」に改める。

附則第29項中「学術情報室長、山の畑事務室主幹」を「学術情報課長、山の畑事務課担当課長」に改める。

（公立大学法人名古屋市立大学職員の勤務時間及び休暇に関する規程の一部改正）

3 公立大学法人名古屋市立大学職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第15号）の一部を次のように改める。

第2条第3項各号列記以外の部分中「医療安全管理部」を「法務・コンプライアンス課、医療安全管理部」に改め、「働き方改革推進部」を削り、同項第1号中「臨床研究支援係」を「に勤務する職員（臨床研究の支援及び相談に係る業務に従事する者に限る。）」に改め、同項第2号中「医学部保健医療学科」の次に「法務・コンプライアンス課」を加え、「働き方改革推進部、病院管理部」を「若しくは病院管理部に勤務する職員」に、

「（臨床研究支援係を除く。）若しくは病院」を「に勤務する職員（臨床研究の支援及び相談に係る業務に従事する者を除く。）、病院」に改める。

第4条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 高等教育院、大学院研究科若しくは医学部保健医療学科に勤務する職員、医学研究推進課に勤務する職員（臨床研究の支援及び相談に係る業務に従事する者に限る。）、病院に勤務する職員（法務・コンプライアンス課、医療安全管理部、医療の質管理部、病院管理部、診療技術部栄養管理科栄養管理係及び地域医療連携室に勤務する者を除く。）又は各医療センター、みどり市民病院、みらい光生病院若しくはリハビリテーション病院に勤務する職員 正午から午後0時45分まで

（公立大学法人名古屋市立大学職員の勤務時間及び休暇に関する規程細則の一部改正）

- 4 公立大学法人名古屋市立大学職員の勤務時間及び休暇に関する規程細則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第16号）の一部を次のように改める。

別表第3中「山の畑事務室」を「山の畑事務課」に改める。

別記様式第1の2の2及び別記様式第1の3中「事務長」を「課長」に改め、「事務室」を削る。

別記様式第3の2及び別記様式第3の3中「事務室確認欄」を「学部事務課確認欄」に、「事務長」を「課長」に改め、「学部事務室」を削る。

別記様式第17の2及び別記様式第17の3中「係長」を削る。

別記様式第25及び別記様式第26中「事務室確認印」を「確認印」に、「事務長」を「課長」に改め、「学部事務室」を削る。

（公立大学法人名古屋市立大学再雇用職員及び語学講師就業規則の一部改正）

- 5 公立大学法人名古屋市立大学再雇用職員及び語学講師就業規則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第28号）の一部を次のように改める。

第26条第4項第1号中「臨床研究支援係」を削り、「場合」の次に「（医学研究推進課にあつては臨床研究の支援及び相談に係る業務に従事する場合に限る。）」を加える。

別表第1主任事務幹の項中「学部等事務室」を「学部等事務課」に改め、同表企画事務員の項中「学部等事務室」を「学部等事務課」に、「学術情報室」を「学術情報課」に、「医学部事務室」を「医学部事務課」に改め、同表一般事務員の項中「学部等事務室」を「学部等事務課」に、「医学部事務室」を「医学部事務課」に改める。

(公立大学法人名古屋市立大学契約職員就業規則の一部改正)

- 6 公立大学法人名古屋市立大学契約職員就業規則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第29号）の一部を次のように改める。

第29条第4項第1号中「臨床研究支援係」を削り、「者」の次に「（医学研究推進課にあつては臨床研究の支援及び相談に係る業務に従事する者に限る。）」を加える。

(公立大学法人名古屋市立大学安全衛生管理に関する規程の一部改正)

- 7 公立大学法人名古屋市立大学安全衛生管理に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第42号）の一部を次のように改める。

第4条第2項中「薬学部事務室事務長」を「薬学部事務課長」に、「山の畑事務室事務長」を「山の畑事務課長」に、「芸術工学部事務室事務長」を「芸術工学部事務課長」に改める。

(公立大学法人名古屋市立大学代決規程の一部改正)

- 8 公立大学法人名古屋市立大学代決規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第72号）を次のように改める。

第1条中「参事」を「担当部長」に改め、「、学部事務室（山の畑事務室を含む。）の事務長」を削り、「主幹」を「担当課長」に、「課室」を「の課」に改める。

第3条第3項中「参事」を「担当部長」に、「関係課室」を「関係課」に、「課室」を「課」に改め、同項第2号中「主幹」を「担当課長」に改め、同条第4項中「主幹」を「担当課長」に、「関係課室」を「関係課」に、「課室」を「課」に改め、同項第2号中「係の分掌事務の全て」を「課の分掌事務の全て又は一部」に、「係長」を「課長補佐」に改める。

第3条の2第2項中「主幹」を「担当課長」に、「関係課室」を「関係課」に改める。

第4条第2項中「参事」を「担当部長」に改め、同条第4項中「主幹」を「担当課長」に、「関係課室」を「関係課」に改める。

別表第1人事・服務関係の表中「参事」を「担当部長」に改める。

(名古屋市立大学遺伝子組換え実験等安全委員会規程の一部改正)

- 9 名古屋市立大学遺伝子組換え実験等安全委員会規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第73号）の一部を次のように改める。

第7条第1項第2号中「又は事務長」を削る。

(名古屋市立大学バイオセーフティ委員会規程の一部改正)

- 10 名古屋市立大学バイオセーフティ委員会規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第75号）の一部を次のように改める。

第7条第1項第2号中「又は事務長」を削る。

(公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程細則の一部改正)

- 11 公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程細則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第86号）の一部を次のように改める。

別表第2 1 一般職給料表6級の項中「総括係長（総務部総務課庶務係長及び人事課人事係長並びに病院統括部統括企画室企画係長）」を「総括課長補佐（総務部総務課課長補佐（庶務）及び人事課課長補佐（人事総括）並びに病院統括部統括企画課課長補佐（企画）」に改め、同表6級括弧の項中「総括係長」を「総括課長補佐」に改め、同表7級括弧の項中「統括企画室長」を「統括企画課長」に改める。

別記様式第1中「係長」及び「係長印」を削り、「所属長及び係長印」を「所属長印」に改める。

別記様式第1の2中「事務長」を「課長」に改め、「学部事務室」を削る。

別記様式第4及び別記様式第4の2中「係長印」を削る。

別記様式第5中「総務部労務課給与係」を「総務部労務課」に改める。

別記様式第6、別記様式第12、別記様式第12の2、別記様式第12の3及び別記様式第13中「給与係長」を「課長補佐」に、「給与係」を「担当者」に改める。

(名古屋市立大学総合情報センター規程の一部改正)

- 12 名古屋市立大学総合情報センター規程（平成18年公立大学法人名古屋市立

大学達第87号)の一部を次のように改める。

第6条中「学術情報室」を「学術情報課」に改める。

第8条第1項第6号を次のように改める。

(6) 学術情報課長

第11条中「学術情報室」を「学術情報課」に改める。

(公立大学法人名古屋市立大学予算規程の一部改正)

- 13 公立大学法人名古屋市立大学予算規程(平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第101号)の一部を次のように改める。

別表中「監査室」を「監査課」に、「監査室長」を「監査課長」に改める。

(公立大学法人名古屋市立大学受託研究取扱規程の一部改正)

- 14 公立大学法人名古屋市立大学受託研究取扱規程(平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第102号)の一部を次のように改める。

第4条第2項中「監査室長」を「監査課長」に改める。

(公立大学法人名古屋市立大学共同研究取扱規程の一部改正)

- 15 公立大学法人名古屋市立大学共同研究取扱規程(平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第103号)の一部を次のように改める。

第3条第6項第6号中「監査室」を「監査課」に改める。

(公立大学法人名古屋市立大学職員倫理規程の一部改正)

- 16 公立大学法人名古屋市立大学職員倫理規程(平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第136号)の一部を次のように改める。

別記様式1中「コンプライアンス推進室」を「コンプライアンス推進課」に改める。

(公立大学法人名古屋市立大学棚卸資産管理規程の一部改正)

- 17 公立大学法人名古屋市立大学棚卸資産管理規程(平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第1号)の一部を次のように改める。

別表第1中「監査室」を「監査課」に、「監査室長」を「監査課長」に、「コンプライアンス推進室」を「コンプライアンス推進課」に、「広報室」を「広報課」に改める。

別表第2中「監査室」を「監査課」に、「監査室長」を「監査課長」に、「コンプライアンス推進室」を「コンプライアンス推進課」に、「コンプラ

イアンス推進室長」を「コンプライアンス推進課長」に、「広報室」を「広報課」に、「広報室長」を「広報課長」に、「医学部事務室事務長」を「医学部事務課長」に、「医学部事務室」を「医学部事務課」に、「薬学部事務室事務長」を「薬学部事務課長」に、「山の畑事務室事務長」を「山の畑事務課長」に、「芸術工学部事務室事務長」を「芸術工学部事務課長」に、「学術情報室長」を「学術情報課長」に、「統括企画室長」を「統括企画課長」に、「共同調達室」を「共同調達課」に、「医療DX推進室」を「医療DX推進課」に、「共同調達室長」を「共同調達課長」に、「医療DX推進室長」を「医療DX推進課長」に、「経営分析室長」を「経営分析課長」に改める。

（名古屋市立大学における研究上の不正に関する取扱規程の一部改正）

- 18 名古屋市立大学における研究上の不正に関する取扱規程（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第49号）の一部を次のように改める。

第4条第2項中「監査室」を「監査課」に改める。

（名古屋市立大学研究不正防止対策委員会に関する規程の一部改正）

- 19 名古屋市立大学研究不正防止対策委員会に関する規程（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第50号）の一部を次のように改める。

第3条第1項第5号を次のように改める。

（5）コンプライアンス推進課長

（公立大学法人名古屋市立大学ハラスメントの防止対策に関する規程の一部改正）

- 20 公立大学法人名古屋市立大学ハラスメントの防止対策に関する規程（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第86号）の一部を次のように改める。

第2条第2項第2号中「庶務係長」を「課長補佐（庶務）又は庶務係長」に、同項第5号中「コンプライアンス推進室」を「コンプライアンス推進課」に改め、同項第6号中「コンプライアンス推進室長」を「コンプライアンス推進課長」に改める。

第4条第2項第3号中「統括企画室長」を「統括企画課長」に、「経営分析室長」を「経営分析課長」に改める。

第14条中「コンプライアンス推進室」を「コンプライアンス推進課」に改

める。

(公立大学法人名古屋市立大学内部監査規程の一部改正)

- 21 公立大学法人名古屋市立大学内部監査規程（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第95号）の一部を次のように改める。

第3条第1項中「監査室」を「監査課」に改める。

第5条第3項及び第6条第1項中「監査室長」を「監査課長」に改める。

第7条中「監査室長」を「監査課長」に、「監査室」を「監査課」に改める。

第11条及び第12条中「監査室長」を「監査課長」に改める。

第13条中「監査室長」を「監査課長」に、「監査室」を「監査課」に改める。

第14条から第16条までの規定中「監査室長」を「監査課長」に改める。

(公立大学法人名古屋市立大学川澄地区駐車問題検討委員会規程の一部改正)

- 22 公立大学法人名古屋市立大学川澄地区駐車問題検討委員会規程（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第119号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 学術情報室長

(7) 医学部事務課長

(公立大学法人名古屋市立大学利益相反マネジメント規程の一部改正)

- 23 公立大学法人名古屋市立大学利益相反マネジメント規程（平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第11号）の一部を次のように改める。

第5条第1項第5号を次のように改める。

(5) コンプライアンス推進課長

(公立大学法人名古屋市立大学再雇用職員及び語学講師就業規則細則の一部改正)

- 24 公立大学法人名古屋市立大学再雇用職員及び語学講師就業規則細則（平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第25号）の一部を次のように改める。

別表第1中「学術情報室」を「学術情報課」に、「山の畑事務室」を「山の畑事務課」に、「芸術工学部事務室」を「芸術工学部事務課」に、「臨床研究支援係に勤務する再雇用職員」を「に勤務する再雇用職員（臨床研究の

支援及び相談に係る業務に従事する者に限る。）」に、「管理課施設管理係」を「管理課」に改める。

別表第2中「学術情報室」を「学術情報課」に、「山の畑事務室」を「山の畑事務課」に、「及び病院管理部、医学部事務室」を「、病院管理部及び医学部事務課に勤務する再雇用職員」に、「（臨床研究支援係を除く。）に勤務する再雇用職員」を「に勤務する再雇用職員（臨床研究の支援及び相談に係る業務に従事する者を除く。）」に、「及び医学研究推進課臨床研究支援係に勤務する再雇用職員」を「に勤務する再雇用職員及び医学研究推進課に勤務する再雇用職員（臨床研究の支援及び相談に係る業務に従事する者に限る。）」に改める。

別記様式第4中「係長」を削る。

別記様式第6中「人事課人事係」を「人事課」に改める。

（公立大学法人名古屋市立大学パートタイム職員就業規則細則の一部改正）

- 25 公立大学法人名古屋市立大学パートタイム職員就業規則細則（平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第27号）の一部を次のように改める。

別記様式第1、別記様式第2、別記様式第3及び別記様式第6の2中「係長」を削る。

別記様式第7中「給与係長」を「課長補佐」に、「給与係」を「担当者」に改める。

別記様式第9中「人事課人事係」を「人事課」に改める。

（公立大学法人名古屋市立大学契約職員就業規則細則の一部改正）

- 26 公立大学法人名古屋市立大学契約職員就業規則細則（平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第29号）の一部を次のように改める。

別表第3中「学術情報室」を「学術情報課」に、「山の畑事務室」を「山の畑事務課」に、「芸術工学部事務室」を「芸術工学部事務課」に、「（臨床研究支援係」を「に勤務する者（臨床研究の支援及び相談に係る業務に従事する者）」に、「臨床研究支援係又は」を「に勤務する契約職員（臨床研究の支援及び相談に係る業務に従事する者に限る。）又は」に改める。

別記様式第4中「人事課人事係」を「人事課」に改める。

（名古屋市立大学動物実験委員会規程の一部改正）

- 27 名古屋市立大学動物実験委員会規程（平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第91号）の一部を次のように改める。

第9条第1項中「各部局事務室」を「各学部事務課（山の畑事務課を含む。）」に改める。

（公立大学法人名古屋市立大学資金運用規程の一部改正）

- 28 公立大学法人名古屋市立大学資金運用規程（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第13号）の一部を次のように改める。

別表2中「出納財産係長」を「課長補佐（出納財産）」に改める。

（公立大学法人名古屋市立大学月給制職員及び時給制職員就業規則細則の一部改正）

- 29 公立大学法人名古屋市立大学月給制職員及び時給制職員就業規則細則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第17号）の一部を次のように改める。

様式1－1中「庶務係長」を「課長補佐」に改める。

様式1－2中「庶務係長」を「課長補佐」に、「学部事務室」を「学部事務課」に改める。

様式5中「事務長」を「学部事務課長」に、「事務室」を「学部事務課」に改める。

様式6－1中「給与係長」を「課長補佐」に、「給与係」を「担当者」に改める。

様式6－2中「給与係長」を「課長補佐」に、「給与係」を「担当者」に改め、「係長」を削る。

様式8及び様式8－2中「事務長」、「係長」、「事務室」及び「責任者」を削る。

（公立大学法人名古屋市立大学公印規程の一部改正）

- 30 公立大学法人名古屋市立大学公印規程（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第93号）の一部を次のように改める。

別表中「薬学部事務室事務長」を「薬学部事務課長」に、「芸術工学部事務室事務長」を「芸術工学部事務課長」に、「山の畑事務室事務長」を「山の畑事務課長」に、「医学部事務室事務長」を「医学部事務課長」に、「課

長・室長印」を「課長印」に、「学術情報室長」を「学術情報課長」に改める。

(公立大学法人名古屋市立大学安全保障輸出管理規程の一部改正)

- 31 公立大学法人名古屋市立大学安全保障輸出管理規程（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第97号）の一部を次のように改める。

第13条中「監査室」を「監査課」に改める。

(名古屋市立大学ウェブサイト向上委員会規程の一部改正)

- 32 名古屋市立大学ウェブサイト向上委員会規程（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第 115号）の一部を次のように改める。

第2条第1項第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 広報課長

(6) 学術情報課長

第2条第1項第9号を次のように改める。

(9) 統括企画課長

第8条中「広報室」を「広報課」に改める。

(公立大学法人名古屋市立大学駐車場管理細則の一部改正)

- 33 公立大学法人名古屋市立大学駐車場管理細則（平成24年公立大学法人名古屋市立大学達第17号）の一部を次のように改める。

第5条第1項第4号中「担当課長」を「駐車場所管課長」に改め、「、室又は事務室」を削る。

別表1 定期利用の表及び2 臨時利用の表中「担当課長」を「駐車場所管課長」に改める。

(名古屋市立大学における競争的研究費等の取扱いに関する規程の一部改正)

- 34 名古屋市立大学における競争的研究費等の取扱いに関する規程（平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第26号）の一部を次のように改める。

第4条第1項第4号中「事務長、室長」を「室長」に改める。

第10条第2項及び第11条第2項中「監査室」を「監査課」に改める。

(公立大学法人名古屋市立大学科学研究費助成事業等事務取扱要綱の一部改正)

- 35 公立大学法人名古屋市立大学科学研究費助成事業等事務取扱要綱（平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第34号）の一部を次のように改める。

第2条第4号中「事務長等」を「課長等」に、「医学部事務室事務長、薬学部事務室事務長、山の畑事務室事務長、芸術工学部事務室事務長」を「医学部事務課長、薬学部事務課長、芸術工学部事務課長、山の畑事務課長」に改める。

第3条から第10条まで、第12条及び第13条中「事務長等」を「課長等」に改める。

第4号様式中「事務長等」を「課長等」に改める。

第4号の2様式中「事務長等」を「課長等」に、「学術情報室長」を「学術情報課長」に、「学術情報室」を「学術情報課」に改める。

（名古屋市立大学医療系学部・研究科連携教育委員会規程の一部改正）

- 36 名古屋市立大学医療系学部・研究科連携教育委員会規程（平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第75号）の一部を次のように改める。

第8条中「医学部事務室」を「医学部事務課」に改める。

（公立大学法人名古屋市立大学発明取扱規程の一部改正）

- 37 公立大学法人名古屋市立大学発明取扱規程（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第63号）の一部を次のように改める。

第2条第4号中「監査室」を「監査課」に改める。

（名古屋市立大学自己評価等の実施に関する規程の一部改正）

- 38 名古屋市立大学自己評価等の実施に関する規程（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第69号）の一部を次のように改める。

第3条第11号の2中「参事」を「担当部長」に改める。

（公立大学法人名古屋市立大学特定個人情報取扱規程の一部改正）

- 39 公立大学法人名古屋市立大学特定個人情報取扱規程（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第70号）の一部を次のように改める。

第10条第1項中「監査室長」を「監査課長」に改める。

（名古屋市立大学医療心理センター規程の一部改正）

- 40 名古屋市立大学医療心理センター規程（平成29年公立大学法人名古屋市立大学達第17号）の一部を次のように改める。

第9条第2項第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 医学部事務課長

(6) 山の畑事務課長

第10条中「山の畑事務室」を「山の畑事務課」に改める。

(名古屋市立大学医療心理センター臨床心理相談室規程の一部改正)

- 41 名古屋市立大学医療心理センター臨床心理相談室規程（平成29年公立大学法人名古屋市立大学達第18号）の一部を次のように改める。

第14条中「山の畑事務室」を「山の畑事務課」に改める。

(名古屋市立大学都市政策研究センター規程の一部改正)

- 42 名古屋市立大学都市政策研究センター規程（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第61号）の一部を次のように改める。

第11条中「山の畑事務室」を「山の畑事務課」に改める。

(公立大学法人名古屋市立大学物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部改正)

- 43 公立大学法人名古屋市立大学物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第4号）の一部を次のように改める。

第9条各号列記以外の部分及び第3号、第12条第4号並びに第14条第2項第2号中「課室」を「課」に改める。

(名古屋市立大学情報システム運用基本規程の一部改正)

- 44 名古屋市立大学情報システム運用基本規程（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第31号）の一部を次のように改める。

第6条第1項中「学術情報室長」を「学術情報課長」に改める。

(名古屋市立大学学生生活支援会議規程の一部改正)

- 45 名古屋市立大学学生生活支援会議規程（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第44号）の一部を次のように改める。

第3条第8号中「各学部事務室事務長」を「各学部事務課長」に、「山の畑事務室事務長」を「山の畑事務課長」に改める。

(公立大学法人名古屋市立大学産学官共創イノベーションセンター規程の一部改正)

46 公立大学法人名古屋市立大学産学官共創イノベーションセンター規程（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第61号）の一部を次のように改める。

第3条第1項第5号及び第6号、第4条第2項、第5条第4項並びに第9条中「主幹」を「担当課長」に改める。

（名古屋市立大学医療心理センターこころの看護相談室規程の一部改正）

47 名古屋市立大学医療心理センターこころの看護相談室規程（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第76号）の一部を次のように改正する。

第13条中「医学部事務室」を「医学部事務課」に改める。

（名古屋市立大学医薬学総合研究院規程の一部改正）

48 名古屋市立大学医薬学総合研究院規程（令和元年公立大学法人名古屋市立大学達第16号）の一部を次のように改める。

第7条第1項中「医学部事務室」を「医学部事務課」に、「薬学部事務室」を「薬学部事務課」に改める。

（公立大学法人名古屋市立大学内部統制委員会に関する規程の一部改正）

49 公立大学法人名古屋市立大学内部統制委員会に関する規程（令和元年公立大学法人名古屋市立大学達第50号）の一部を次のように改める。

第8条中「コンプライアンス推進室」を「コンプライアンス推進課」に改める。

（公立大学法人名古屋市立大学研究・産学官連携推進機構規程の一部改正）

50 公立大学法人名古屋市立大学研究・産学官連携推進機構規程（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第34号）の一部を次のように改める。

第4条第1項第6号及び第7号中「主幹」を「担当課長」に改める。

（名古屋市立大学大学史資料館規程の一部改正）

51 名古屋市立大学大学史資料館規程（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第114号）の一部を次のように改める。

第10条中「学術情報室」を「学術情報課」に改める。

（名古屋市立大学SDGsセンター規程の一部改正）

52 名古屋市立大学SDGsセンター規程（令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第1号）の一部を次のように改める。

第6条第1項第8号を次のように改める。

(8) 統括企画課長

(公立大学法人名古屋市立大学著作物取扱規程の一部改正)

- 53 公立大学法人名古屋市立大学著作物取扱規程（令和5年公立大学法人名古屋市立大学達第46号）の一部を次のように改める。

第2条第11号中「監査室」を「監査課」に改める。

(名古屋市立大学情報化推進・情報セキュリティ委員会規程の一部改正)

- 54 名古屋市立大学情報化推進・情報セキュリティ委員会規程（令和5年公立大学法人名古屋市立大学達第57号）の一部を次のように改める。

第4条第1項第11号を次のように改める。

(11) 医療DX推進課長

(公立大学法人名古屋市立大学学術指導取扱規程の一部改正)

- 55 公立大学法人名古屋市立大学学術指導取扱規程（令和5年公立大学法人名古屋市立大学達第119号）の一部を次のように改める。

第2条第1項第4号中「監査室」を「監査課」に改める。

(公立大学法人名古屋市立大学定年前再雇用短時間勤務職員及び暫定再雇用職員就業規則の一部改正)

- 56 公立大学法人名古屋市立大学定年前再雇用短時間勤務職員及び暫定再雇用職員就業規則（令和5年公立大学法人名古屋市立大学達第132号）の一部を次のように改める。

第30条第4項第1号中「臨床研究支援係」を削り、「場合」の次に「(医学研究推進課にあっては臨床研究の支援及び相談に係る業務に従事する場合に限る。)」を加える。

(公立大学法人名古屋市立大学定年前再雇用短時間勤務職員及び暫定再雇用職員就業規則細則の一部改正)

- 57 公立大学法人名古屋市立大学定年前再雇用短時間勤務職員及び暫定再雇用職員就業規則細則（令和5年公立大学法人名古屋市立大学達第133号）の一部を次のように改める。

別記様式第7中「係長」を削る。

(公立大学法人名古屋市立大学薬学研究科喜谷記念財団奨学金基金規程の一部改正)

58 公立大学法人名古屋市立大学薬学研究科喜谷記念財団奨学金基金規程（令和 6 年公立大学法人名古屋市立大学達第 131 号）の一部を次のように改める。

第 5 条第 2 項第 4 号を次のように改める。

(4) 薬学部事務課長

第 5 条第 6 項中「薬学部事務室」を「薬学部事務課」に改める。

(経過措置)

59 この規程の発布の際、この規程による改正前の各規程等で定める様式による用紙で、現に作成されているものは、この規程による改正後の各規程等の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和 7 年公立大学法人名古屋市立大学達第 176 号）

この規程は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年公立大学法人名古屋市立大学達第 1 号）

この規程は、発布の日から施行し、令和 8 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（令和 8 年公立大学法人名古屋市立大学達第 110 号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規程の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。